

# 厚岸町議会 平成18年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成19年3月12日

午前10時00分開会

- 委員長（谷口委員） ただいまより平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を開催いたします。

初めに、議案第10号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正10ページ、事項別明細書をお開き願います。

12ページ、歳入補正予算説明書から進めてまいります。

進め方は、款項目により進めてまいります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、2 目法人。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税。

4 項たばこ税、1 目たばこ税。

6 項都市計画税、1 目都市計画税。

2 款地方譲与税、1 項地方道路譲与税、1 目地方道路譲与税。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税。

3 項所得譲与税、1 目所得譲与税、ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、1 目自動車取得税交付金。

9 款国有提供施設等所在市町村交付金、1 項国有提供施設等所在市町村交付金、1 目国有提供施設等所在市町村交付金。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税。

3 番、南谷委員。

- 南谷委員 11 款 1 項 1 目地方交付税の関係についてお尋ねをいたします。

補正額が3億7,747万9,000円、これを加算しますと34億9,000万円ということになるんですが、平成17年度と対比をしてみたんですけれども、現時点で、およそ昨年度が34億4,000万円ですか、今年が32億8,000万円、これらの数字の動きについて、今後普通交付

税の関係でまだ不確定部分があると思うんですけれども、この辺の動向についてを含めて17年度と18年度のその決算時点でのおよその数字というんですか、これらの動向をまずお伺いをさせていただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

委員おっしゃいますとおり、平成17年度普通交付税の決算額につきましては34億4,023万円ということになってございます。このたび18年度の普通交付税の補正額、補正後の額でございますが32億8,351万円になるかと思えます。この補正予算書の中には、当初見ております特別交付税の2億666万円が書かれておりませんので、総額34億9,000万円とは合いませんが、普通交付税の補正後の額につきましては32億8,351万円ということで、これは7月現在に交付金の本算定がなされたときの普通交付税の決定額でございます。その後、2月6日に国の補正、第1号が参院通過して可決成立した段階で国税の収入の増を調整分を戻すということで、調整戻し、いわゆる追加交付ということで、今後1,072万8,000円の追加交付の予定がございまして、これを足しますと、普通交付税では32億9,423万8,000円になるかと思えます。

それから、総体的なお話になってくるかと思えますが、当然交付税となりますと、6%分の特別交付税も関係してくると思えます。それで、当初予算2億666万円でございます。今後どの程度の交付税が来るか、特別交付税が交付されるかわかりませんが、ちなみに、去年は4億1,819万1,000円でございます。この額が来るかどうか、当然、全くわかる状況ではございませんが、その辺を想定しますと、大体4億円来るとしたとしても、それは過大だと思いますので、仮に3億5,000万円程度にしたとして、35億89万8,000円ぐらいになるのではないかということで、総額では決算対比、17年の決算対比で2億1,400万円ほど落ちるといふ結果になるかというふうにご考えてございます。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 今、まず普通交付税の関係なんでございますが、今の説明ですと、単純計算で僕計算したんですけれども、1億5,600万円ぐらいのH17とH18との差額、今の差額を今差し引き勘定したんですが、およそ1,000万円の今後の動きもあるということだと、これが数字を精査すれば、1億4,500万円ぐらいのものが昨年対比、動きが出たと、こういう理解をさせていただいたんですが、この1億4,500万円、昨年よりも18年度が普通交付税が減額になっておると。

この1億4,500万という数字なんですけど、交付税が厚岸町として財源的に下がってきておると。これは大変な問題ではないのかなという受けとめ方をしておるんですが、この要因でございまして。国が出してくれないから下がったんだと言えどもそれまでなんですよけれども、理事者側として、当然その国勢調査によって、人口減で減ってきた分もあると思うんですよね。およそこの数字等も含めて、この1億4,500万円をどのようにまずとらえておるのかお伺いをさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

約1億5,400万円の減ということでございます。これは18年度当初予算の編成時に、当然地方財政計画というものが国から示される分でございます。当時5.9%の減ということで、単純に17の決算対比から18の交付決定額を割り返しますと5.7%程度の減額ということで、国が示した交付税の地財計画、いわゆる減額の率におおむね合致したというところでございます。

ただし、これは、その数字が単純に交付総額に対して、その率を掛けたことによって一致したものではなくて、中身を細かく分析いたしますと、それぞれの要因によって、結果として国が示した地財計画の5.9に近い5.7%の減と、いわゆる近似値な数字で減額になったということで、詳細につきましては、結果としては、このような数字として地財計画とはほぼ一致するような数字にはなりましたが、中身を分析しますと、人口減ですとか、そういうことの細かい増減は当然ございまして、それらからしますと、その分析によってはたまたま一致したということであって、これが町独自のいろいろな要因によっては、さらに減額の可能性もあったというふうに私ども事務方としては考えてございます。

したがって、今後も我々としては、この推計値等につきましては、国の地財計画の率をもとにすることは当然ですが、今までやられて、やってきたとおり、独自のそういう要素も踏まえた中で推計をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 普通交付税につきましてはわかりました。

もう1点だけお伺いをさせていただきたいなと思います。

特別交付税の関係でございます。先ほどのご説明で2億600万円ですか、この関係についてお伺いをしたいなと思います。

特別交付税、3月末の交付なんで、まだ予測がつかないのが実態だと思います。そのところを推測で構わないんですけども、最終的には新年度の財源に積み立てていくことになるだろうという推測をしておりますので、この辺の見通し関係についても、もう少し詳しく説明をいただきたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

地方交付税につきましては、100あるうち94%が普通交付税、残り6%が特別交付税という割合になってございます。これは交付額でございます。

したがって、一般的に地財計画でいう減額率は、双方に5.9%というものが影響す

るといふふうに考えることが一般的だと考えております。

したがいまして、昨年の実績、特別交付税の実績、これはいろいろな要素がございました。地震等々、それらの災害関係もありましたが、4億1,819万1,000円の交付がございましたが、本年度は当初予算で2億666万円を計上してございます。現在、12月交付におきまして、1億1,052万3,000円の既に交付を受けておりますが、3月交付はいまだに連絡というか、見込みはわかりません。昨年ですと、大体この時期にわかる時期がもうそろそろでございますが、本年につきましては、まだ全く情報がございません。したがいまして、今のところは推測ではございますが、昨年の4億円をそのまま見るということは当然危険な考え方だと思います。

仮に、先ほども申しましたが、3億5,000万円ほどを見たとして、約、昨年の4億1,000万円よりも6,800万円ほど減額になるのではないかというふうに考えてございます。したがいまして、今後、この3億5,000万円とした場合に、1億4,334万円ほどの特別交付税の増額補正が出てくるのではないかというふうに考えてございます。ご理解賜りたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、2目衛生費負担金、3目農林水産業費負担金。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、3目衛生使用料、4目農林水産業使用料。

4番、小澤委員。

●小澤委員 4目農林水産業使用料210万円の減額補正でありますけれども、牧場使用料196万4,000円、これは町営牧場に入っている、飼育している牛の頭数、196万4,000円減額になっているわけでありますから当然減っていると思うんですが、今総体的に町営牧場で飼育している、養っている牛の数、どのくらい減っているのか。

それとあわせまして、牧場の収支の見通しですね、来月でちょっと、お知らせいただきたいと思っております。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、頭数的には計画時よりも216頭少なかったという状況であります。当初2,413頭を予定しておりましたけれども、結果的に2,197頭ということで216頭ほど少なかったという状況であります。

それと、収支の見通しでありますけれども、現段階で見込みといたしまして911万7,000円のマイナスという状況であります。これにつきましては、3月時点のあくまでも見込みでありますけれども917万円のマイナス、これは償還金も含めた金額でございます。ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（谷口委員） 4番、小澤委員。

- 小澤委員 216頭がいわゆる減であると、総体的にそうしますと、町内の牛が減っているということが言われると思うんですけれども、これもやはり牛乳の生産が抑制政策をとった、そのあらわれだと思うんですけれども、非常に内容等についても、非常に厳しい牧場内容といたしましても911万7,000円ぐらいマイナスであると、前年度と比較しましたときに大分落ち込んでいるんでないかなと、こう思うんですけれども、この即、放牧料というものにはね返ってくるのかどうなのか、今後の見通しですね。やはりそういうことを考えているのかどうなのか、直接我々酪農家に影響があるわけですから、そのことも含めまして今後の考え方をお伺いしたいと思います。

- 委員長（谷口委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 平成18年度牧場の料金を改定させていただきましたので、本来でありますと趨勢値といいますか、牧場料金を値上げしなかったらという前提ですと2,700万円ほどの赤字になるわけにありますけれども、それが917万円で済んだという言い方が適切かどうかわかりませんが、911万7,000円になっているという状況でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、酪農情勢が生産調整に入っているということもありますし、それから、日豪のFTAということで非常に不透明だという状況もありますが、町営牧場の役割と、果たしてきた役割というのは非常に大きいものがございます。数字であらわしてみますと、平成12年の段階で分娩月齢が27.3カ月あったものが、平成15年度は25.8カ月ということで、3年間で1.5カ月短縮をされているという非常にいい結果が出ております。この1.5カ月の短縮というものは一体どういう影響を与えているかと申しますと、子牛が早く生まれることによる販売収入、あるいは分娩が早まることによります生乳の販売収入、さらには分娩期間の短縮によります飼料の節約効果、それから受胎までの受精回数と受精料の節約、それから、更新牛を余分に置かないための費用の節約、これら合わせますと、直接農家の懐の入る分、それから節約分を合わせますと1億8,900万円と、厚岸町内全体で約1億9,000万円ほどの町営牧場があったことによる分娩月齢の短縮という非常に2億円近いそういった効果も、ある指導機関での試算ですけれども、そういう結果が出ております。町営牧場、なくてはならない厚岸町としてはそういった施設でもありますし、

農家にとってもなくてはならない施設というふうに思いますし、非常に根づいているということもございますので、今後とも町営牧場の運営にご理解をいただきながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●小澤委員 はい。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

6目土木使用料、7目教育使用料。

2項手数料、1目総務手数料、3目衛生手数料、6目土木手数料、7目教育手数料。

3項諸収入、1目諸収入。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、6目土木費国庫補助金、8目教育費国庫補助金、11目災害復旧費国庫補助金、ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3項委託金、1目総務費委託金、4目土木費委託金。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

2項道補助金、1目総務費道補助金、2目民生費道補助金、3目衛生費道補助金、4目農林水産業費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金、4目農林水産業費委託金、6目土木費委託金。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2目利子及び配当金。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2目生産物売払収入。

1番、室崎委員。

●室崎委員 ここで二、三お聞きします。

しいたけ菌床売払代というのが250万円程度減額になっていますよね。これは全体、当初予算では6,121万5,000円の中ですから5%程度になりますか、5%までもいきませんか。その程度のものなので、恐らく当初の見込みの誤差の範囲内というふうに言えるかと思うんですが、そこを確認いたします。

今、灯油代が非常に上がったりいろいろな諸状況がありますので、しいたけの生産そのものが下降ということをお知らせしている数字なのか。そうではなくて、これはいわゆる誤差の範囲内という程度なのかという点についてお聞かせ願います。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） この250万2,000円のしいたけ菌床の売り払い代の減額補正でありますけれども、生産者と菌床数で当初40万ほどで見えておりましたが、結果的に37万6,000個の出荷見込みということで、その分が減ったということでもあります。その原因としまして、菌床の種類に非常に菌糸培養期間が長期を要する菌床の種類が出てまいりまして、その培養に当初、普通ですと4カ月以上、通常であれば3カ月ぐらゐの出荷なんですけれども、培養期間が4カ月以上、そのかわり今度収穫は半年以上収穫されると、そういった新種が出てまいりまして、それに生産者が移行しております。そういったことで、その新種の増加ということで、全体的に出荷が、出荷時期が全体にずれ込んできていると、そういったこともありますので、それで、この誤差が生じたという内容であります。

それから、もう1件につきまして、現在23戸の生産者が今生産をしておりますが、そのうち1戸が今休業を余儀なくされているという状況でございまして、現在22戸ということでございまして、そういった新種、新しい菌床の培養期間の出たためのずれと、それから生産者が減ったということが今回の減額の補正の内容でございまして。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、いろいろな、しいたけの生産を取り巻く諸状況にもいろいろな外的な諸問題があるという話は聞いております。そういう中で、生産が落ち込んでいるために出てきたものというふうにはとらえる必要はないと、健全に生産の方は順調に進んでいるというふうには、そういう、例えば20何軒あるうちの1軒が休むとか、そういうことはまま起きるでしょうけれども、全体的な波としては、それからいろいろな種類が出てくるために何というんですか、出荷までの時期が伸びたり縮んだりいろいろあるでしょうけれども、そういうようないろいろなことはあるだろうけれども、全体として生産に取り組んでいる全体の勢いというものは変わるものではないというふうには考えてよろしいんですね。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） そのお考えでよろしいかと思えます。

現在、中国産、心配されていた中国産のしいたけなんですけれども、このしいたけが非常に中国国内で流通をし始めているということで、日本向けに余り回ってこなくなると、そういう状況もございまして。市場の取引も順調というふうには聞いてございまして、ただいまのお考えでよろしいかというふうには判断してございまして。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 なお、灯油の値上げとかいろいろな問題がありますので、そういう点では十

分、灯油が上がったからその分だけ補償しますなんていうことにはもちろんなりませんけれども、いろいろな意味で側面からの支援はよろしくお願ひしたいということをつけ加えておきます。

それで、次に4つここに売り払い代が並んでいるんですが、そのうちの餌料藻類売払代というんですか、これが473万円の補正なんですね。それで、新年度予算では226万8,000円というものです。

それで、まず最初に聞きたいんですが、これ補正は今回が初めてですか。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今回が補正初めてでございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 不用額の問題で、時々議会でも今までも議論があったんですが、収入が伸びているわけですから、支出でいう不用額と同じような形になるわけですね、町の財政に対する関係では。それで、これは12月の議会までの間に補正できないような状況があって、今回一遍に、これだけが出てこざるを得なくなったと、そういうような事情なんでしょうか。

それから、当初が226万円、今回が473万円、当初予算の倍近い補正なんですよ。それが急にここに出てきているんですね。その間の事情についてご説明をいただきたいわけでありませう。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 当初で226万8,000円、見込みとして699万9,000円ということで、473万1,000円という非常に大きな歳入の補正というふうになったわけでありませうけれども、この状況について、昨年の新年度予算の歳入の見込みなんですよけれども、前の年よりも大体半分くらいになるんじゃないかという予想のもとに、この当初予算を組んだわけでありませう。というのは、事前に北海道各地の取引先に状況を、来年度注文見通しというものを聞いたところ、非常に前年度より相当減るといふ予測がございました。それで、今回、平成18年度については、前年度よりも大幅に減額した中で当初予算を組んだということでありませう。12月に補正が間に合わなかったのかという状況でございましたが、数字的にまだ流動的なものがございましたので、この3月の補正に計上したという内容でございます。

以上です。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 聞いたことに答えていないですね。私が聞いているのは、新年度予算のとき



にいろいろな条件を考えて当然見込みを立てますよね。そして、年度末に来たときに多少の違いが出ます。そのいわば計数合わせ的なことでもって3月の補正というのはたくさん出ます。それはよくわかるんです。だから、何で当初の見込みと、こんなに変わるような事情があったのかと聞いているんですよ。

それから、最終的な数字がわからなかったからというのであるならば、すべての項目については3月の補正しかできませんよ。途中でやはりある程度のものがわかってくるから、その都度、その都度、6月議会、9月議会、12月議会というところでの補正が出てくるんじゃないですか。全部の数字が、計数がまとまらなければ補正ができないというのであれば、あなたはそれぞれの中間の定例会における補正というものを否定していることになってしまいますけれども、そうなんですか。これについてはきちんとご答弁をいただきたい。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） お答え申し上げます。

実は、今年の3月20日に規則を改正いたしまして、単価を平成17年度までの単価、15リッターで3万1,500円の販売単価、これにつきまして5リッターと10リッターと15リッター、この3種類に分けて、単価もそれぞれ5リッターが1万2,600円、10リッターが1万6,800円、15リッターで2万3,100円と、それぞれ改定をしたところでございます。この単価の改定につきましては、実は、その販売数が毎年、平成15年が15リッターで207個だったものが、平成16年度は170、それから平成17年度は165というように少しずつ減ってまいりました。

そこで、この減った理由と、それから、減った理由については、道内のウニの種苗センターが減ったり、いろいろほかある中で、実はその見通しを各販売するところに実は聞いたところ、どうも他社が参入をしてくるという情報がありまして、それで、その対応について協議をしたところでもありますので、1リッター当たりの単価が同じでも、その他社というのは、実は10リッターで販売をするということで、10リッターとか、それから5リッターとかいろいろ、5種類の容量で販売をしているという状況がわかりました。

厚岸町は15リッターで3万1,500円、単価的には同じです。相手が、他社は10リッターで2万1,000円ということになりますと、同じ単価なんですけど、どうもその時期によって厚岸町から購入しているところも、15リッターも必要ないんだと、5リッターで済む時期もあるし、10リッターで済むときもあるんだ、残ったやつは廃棄をしているという状況がございました。何とか厚岸町でも5リッターとか、あるいは10リッターとか、そういったことで販売をしていただけないでしょうかという相手方のニーズがございました。厚岸町といたしまして、それで5リッター、そして10リッター、15リッターのその3種類で売り出そうということに検討をしました。

それで、先ほども言ったように、取引先に希望を聞いた段階では半分以下の56%減ってしまうという状況がございました。これで中止、仮に厚岸町がその餌料販売を中止をした場合、これについては相手方が今度独占をして、さらに、その販売価格も上げてし

まうことが予想されるということでもありますので、相手方はどうやら北海道価格で販売をして、無理に何か割り引いているというお話も承っておりましたので、したがって、厚岸町が仮に生産を中止した場合、困るのは相手方で、ユーザーでありまして、販売先でありまして、また厚岸町に販売をしてほしいというふうな要望に当然なってくるのではないかという考えもありました。

それともう1点、これについては厚岸町としましても、餌料販売というのは何よりも非常に貴重な財源であります。この収入源がなくなりますと、一般財源から当然補填がふえるわけであります。ですから、町の貴重な財源でありますし、何もしなければ販売数の減は明らかということでありまして、町といたしましても、何らかのアクションが必要ではないかということもあります。施設も維持管理していく上ではどうしても必要な財源ということでありまして、これまでどおり、本来業務はあくまでもカキの種苗生産でありますけれども、餌料はその基本線を逸脱することなく余力行うと、継続して行うということでしたしまして、3月20日にこの単価の改定ということになったわけでございます。

それから、9月、あるいは12月に補正が可能ではなかったのかということでもありますけれども、これはごもっともな考えで、私どもも3月ではなくて、12月、1月に補正すべきものというふうに考えております。非常に反省をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 補正が3月で一遍に出さないで、その前にも出せたんだが、結局それをやらなくて反省しているという発言は、前にもありましたですよ、餌料藻類の売り払いに關しては。2年ほど前にも当初の見込みと大きく違って、それは生産及び売り払いに担当者、あなたを初めとして、みんなが努力した結果であるということ、ぐんと最終的な数字がふえたんですけれども、ただ、補正はもっと前にすべきでなかったのかという指摘に対しては、あなたは同じことを言っているんですよ。そういう記憶があるんですが、私の記憶違いでしょうかね。

それで、今回もまた、こういうことに出ているんですよ。不用額というものが歳出で出るときに、やはりこういう問題が出るんですよ。473万円、全体から見れば大したものではないとはいっても、やはり今の財政状況の中では早目に補正がされると、それはまた別のところで有効に使える可能性があるわけですよ。だから、これは今度ちゃんとやりますと言うんだから、それ以上言う必要はないといえども、やはりきちんと見ていただきたいんです。これはよろしくお願ひしたい。

それから、今のお聞きをしていますと、要するにライバルメーカーが出てきたと、そのところが、言葉悪く言えばダンピングと思われるようなことをやり出したと、それで厚岸町としては、そういうことによって厚岸町が手を引いてしまえば、かえってユーザーが困るから、ユーザーにとって最もいいきめ細かなやり方を考えたし、単価もそれなりに考えた。それによって非常に好評で、このように多く売れたんだという事情で

あるということですね。その点、確認いたします。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） この結果については、選択というか継続を、私ども選択をしたというのは間違いではなかったなというふうに思います。何よりセンター初め職員が非常に熱意と継続を強く希望したと、そういった熱意がありましたので、我々としても単価改定で、そういうことに踏み切ったという内容でございます。単価的にも購入を可能な限り継続していただける額ということで設定をしたというふうに思っております。

この結果がこういうことに結びついたということでもありますけれども、我々としながらも、この単価の改定によって新たな販売先の開拓、そういったことも期待しておったわけでもありますけれども、一応この販売結果について間違っていないなというふうに思っております。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 それで、そういうわけで売り上げがふえたということについては評価いたします。その上で、多少の危惧を申し上げます。

1点目は、相手メーカー、要するにライバルメーカーが値下げをした、ダンピングをしたというのに対抗して、こちらが値下げをしたというような、値下げ競争がもし始まりますと、これはいわばダンピング競争になるおそれがあります。価格というのは適正な価格でなければならないわけです。

それで、町としては、やはり人件費、それから何というか、設備の減価償却、あるいは保険、そういうものを全部入れてやはりきちんと原価の計算をしておく必要があると思います。その点がどういうふうになっているのかお聞きいたします。

それともう1点は、これは人間の食べ物ではありませんので、生鮮食料品とはいいませんけれども、そのいろいろな、これはいろいろな海産物の培養しているところがこれを必要としているというのは前にお聞きしておりますが、そのいわば、このえさを食べる固体にとってはまさに生鮮食料品なんです。したがって、輸送中やいろいろなことによって品質が変わったり、事故が起きたりして、相手方の仕事に支障を来すような危険というものは、本質的に内在しているというふうに考えなければなりません。それはあらゆる食品について、変質したときにそれを食べた人がおなかを壊す可能性があるというのと同じです。

その意味で、そういう問題が起きたときの保険、これについても町は考えておかなければならないと思うんです。いわゆる損害賠償義務の生ずる場合というのは、これは論理的に考えられますから、理論的に考えられる事故というのは必ず起きるわけですから、と考えなければなりません。その点はどのようになっているのか。

それともう一つは、非常にたくさん売れるということは、たくさんつくらなければなりません。そのことは本来の業務であるカキの種苗の生産に支障を来すというようなこ

とはないのかどうか。

それから、もう一つは、それだけ施設を稼働させなければなりません。そのことによって、施設に負担がかかっていくということはないのかどうか。この点についても、恐らくそれは大丈夫だろうとは思って聞いているんですけども、確認をしておきます。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、それぞれ5リッター、それから10リッター、そして15リッター、それぞれ単価計算をして販売をしているという内容でございます。

それから、相手方についての変質した場合の保険のお話ですけれども、これについては、今後早急に検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、これはあくまでも、先ほどもご答弁申し上げましたが、本来業務はあくまでもカキ種苗生産であるという基本線は変わっておりません。餌料はその基本線を逸脱することなく行うということを基本に進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、メンテナンスについては、十分点検はしてございますので、あくまでも一度つくったものは何がしの修理が必要でありますので、その都度この補修については対応させていただいていますし、メンテナンスについても十分行われているというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 生産物売払収入のうち餌料藻類売払代金473万1,000円、この関係についてお尋ねをさせていただきたいと存じます。

たった今、さすが先輩議員である1番委員さん、内容、施設の運用、今回のこの473万1,000円の計上について、それぞれ質問していただきまして、理解をさせていただきました。ですから、私から1点か2点ぐらいお尋ねをさせていただきたいと存じます。

先ほども若干触れられておられたんですけども、施設の有効活用ということで、この餌料藻類販売に手がけてきておるんですけども、当初の経緯についてもいろいろ勉強させていただいたんですけども、組合員の皆さん、施設を利用して非常に期待をするものがあるんですが、組合員との関係、町として、この種苗センターで販売をしている、この事業に対しての組合との関係というんですか、理解というか、アクセスというんですか、その辺の連携関係はどのようになっているのかなど。

やはり浜の皆さんにすれば、1つの、当初この販売代金、販売をしていくという考え方について当時は理解をされておったんですけども、今後もやはり町としては有効活

用という観点で、この事業を進めなければならないだろうという理解に立っておるんですけれども、やはり浜の理解というものもひとつ必要なのかなと、この辺の動向についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問についてお答えをいたしたいと思います。

このカキ種苗センターについては、当初中間育成は漁業協同組合が行うということでそれぞれ出発したわけでありましてけれども、体制云々の関係で厚岸町がその種苗を3ミリから5ミリということで、大きくして現在販売しているということでもあります。この餌料藻類、カキ種苗センターについては、それぞれ種苗生産、稚貝の段階から、このえさが全国的に一番難しい、えさの自動給餌といいますか、これがえさによって非常にカキの成長に大きく影響してくるということでございます。そういうことでございますので、このえさの状況については、当初から組合と協議は済んでございます。

ただ、あくまでも、先ほども申し上げましたが、本来、業務はあくまでもカキの種苗生産であります。餌料はその余力で行うということで、そういうことを基本に行ってくださいますので、組合員に、漁業協同組合としてもご理解をいただいているという内容でございます。

さらには、施設の有効利用ということで、このほかにもワカメの種苗生産とか、あるいは養殖昆布の生産とか、そういった養殖昆布ほかの、カキのほかにもそういった別な活用方法もそれぞれいただいているという内容であります。

それから、浜の理解でありますけれども、これらについては、あくまでも収入から支出を差し引いたら相当な現在のところカキ種苗センター赤字が出ているわけであります。その赤字を少しでも補填をする意味でも、このカキの種苗生産は主要な貴重な財源ということでもありますので、その維持管理費に充当させていただいているということで、浜の理解は得ているものというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 1番さんの方から詳しく説明を聞かせていただいたんで、多くは申しませんが、私はこの有効活用という部分で浜の理解を得ながら、施設の皆さんが、町は営利団体ではないんですから商売に走るというわけにはいかないんでしょうけれども、結果として、それぞれが一致協力して当初の計画を上回る収益を上げられる努力をされた結果ということで、私は称賛に値をすと思うっておりますし、今後もしっかり頑張っていたいただければなと思います。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） これまで以上に種苗生産、あるいは餌料にも取り組んで、

カキ生産の下支えをしていくという決意で取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

4目農業施設売払収入、ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 19款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。

2項預金利子、1目町預金利子。

4項受託事業収入、3目農林水産業費受託事業収入、4目土木費受託事業収入。

6項雑入、3目雑入、ございませんか。

9番、松岡委員。

●松岡委員 雑品の売払代収入ですが、当初予算から見て53.1%増でございます。これは前年度あたりに比べてどうなんですか。当初よりも3月補正は、このようによって補正しておったんですか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

雑品の売り払いの中で、金額的に大きくウエートを占めるのがアルミ製のものです。約半分を占めるわけですが、この単価が実は17年度は平均でキロ161円という単価でした。これをベースにして、18年度の予算を組んでいたわけですが、現在、アルミの単価平均で224円という状況になっています。売り払いにつきましては、3カ月ごとに値決めをさせていただいていますが、この単価が後半戦になってぐんと上がってきたということで、現在、平均では224円と申し上げましたが、現在、250円まで上がってきてございます。いろいろな要因があるとは思いますが、新聞紙上でもそういった金属類の奪い合いが始まっているという情報もあります。そういった傾向が続いてきたということが一つの大きな要因でございます。

もう一つが、実はごみ焼却処理場の大規模改修をいたしまして、中の設備が金属製で

ございまして、この部分の撤去した後の処分として売り払いが可能であると、いわゆるかなりさびてはいたんですが、業者に見ていただいたところ価値があるということがわかりまして、これにつきましては年末に業者に入札かけまして売り払いがなったということで、この部分だけでそんなに価値はないだろうというふうに思っていたわけですが、107万4,000円という、思いがけない売り払いができたという、この2つが大きな要因となって今回の補正になったということでございまして、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

●松岡委員 大体わかるんですけども、それだけに限って、この53.1%の補正ということになるんですか。だから、先ほど私が言ったように、前年度、前々年度のいわゆる当初予算と3月補正のパーセンテージを示してほしいということを行ったわけです。その年によってはいろいろな理由があると思うんですよ。それらをやっぱりはっきり説明願いたいと思うんです。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

新年度の予算の見積もりの時期でございまして、昨年12月に行うということで財政方の指示のもと、我々も見積もりをさせていただいています。その段階では、最終的な最後の入札の部分がまだ不透明だということで、その段階ではちょっと上がり傾向にあるなということはキャッチしておりましたが、かなりその一過性のものである可能性もあるということで、そのまだ見きわめができなかったと、その傾向が続いていけば、見込みもある程度立てられたと思いますけれども、その部分がまだ1回の入札だけでぐんと上がったという状況だと思うんですから、なかなか自信を持って見込めなかったという事情もあります。

ただ、今後はそういった傾向が続いているという部分もありますので、余りにも過大な期待をして、歳入のことですから計上するというのも慎まなければならないと存じますが、そのあたりも見きわめながら計上したいとは思っておりますが、いかんせん、その相手の業者の値段つけられる立場でございまして、こちらから定額でお示しするものでないということもご理解いただきたいというふうに思いますので、そのあたりは今後情報を、確かな情報を得ながら見込んでいきたいというふうに存じますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

●松岡委員 私は、それがいいとか悪いとか言うんでなくて、予算の編成上に問題があるんでないかという気がするんですよ。ということは、先ほど言ったように、前年度、前々年度の当初予算との、あるいは3月予算の、このいわゆるパーセンテージを、上がったか下がったか知らんけれども、それがずっとだったのか、そのことを聞きたいわけで

す。その年その年によっていろいろな物価の上昇下降によって、いろいろとその事情があると思うんですよ。

だから、今後のこの雑品売払代ですか、この予算を組む上においても、やはり当初予算にはある程度の予算というものを組まなければならないと思うんですよ。50%も50何%も特殊な事情がない限り上がるということ自体が考えられないわけですが、ですから、17年度、16年度のいわゆる3月と当初との差額をパーセンテージにさせていただきたいと、その数字によっては納得ができると思います。

そういった、そのアルミ云々という事情は、来年もまたあるべきでなくて、別のものが何かあるんですか。そういったことも予算に入れてやっぱり今までの累計をあれにして、当初の予算を組むのが当然でなかろうかと思うんですが、これちょっとはっきりした品物が決まっていけないのに、この値上がり率というのかな、特異なものですから、その点についてやはり予算の編成上の問題についてお聞きしたいと思うんです。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 私の方からご答弁させていただきます。

委員ご指摘のとおり、50%増というような3月補正ということでございます。環境政策課長の方からも答弁がありました。いろいろな状況があったことは確かでございます。しかしながら、この3月に及んで、この50%ということにつきましては、歳入予算を組むにおいて、財政担当として総合的にそれぞれ横の連携、それから、その時々、その年々の経済情勢、社会情勢、それらを総合的に判断し、横の連絡を密にしながら、できるだけ当初予算と3月、いわゆる最終予算と乖離が生じないような予算編成を組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

●松岡委員 そのことはさっきから言ってわかっているんですよ。それはわかっているんですよ。ですから、今までの17年度、16年度の実績を示せと言っている、聞いているんですよ。本年度に限りまさか50何%も上がったわけじゃないんでしょう。

だから、そのアルミだとか、いろいろなものがあると思うんですよ、上がっていく要素は。これは予測できないわけだかもしらんけれども、やっぱり今までの例年に比べて妥当な線というものを考えて当初予算を組むのが当然なことです。私は、それがいいとか悪いとか言っているんでないですよ。予算の組み方に問題があると思うんですよ。そのことを聞いているんですよ。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午前11時08分休憩

午前11時15分再開



- 委員長（谷口委員） 再開します。

環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） 貴重なお時間をいただきましてまことに申しわけございません。先ほどのご質問にお答え申し上げます。

まず、平成16年度当初予算でございますが415万円でした。決算額は858万7,691円でございます。増加率としては106%ということになります。

次に、平成17年度でございます。当初予算は686万円です。決算額は961万6,474円でございます。増加率は40%でございます。

ちなみに、18年度でございますが、当初予算が786万3,000円でございます。現在の決算見込みで申し上げますと、先ほど大規模ごみ焼却処理場の改修に伴う撤去、設備の部分、これは当初それほどの価値がないというふうに思っておりましたが、売払代として107万4,000円ということになったと、この部分は臨時的なものというふうに考えさせていただいて、純粹なごみの資源ごみの売払分で見ると1,096万9,000円になります。この部分の増加率で申し上げますと、約39%ということになります。

委員ご指摘のとおり、見込みについては当初予算と大きく毎年増加補正をいただいて決算額としては上がってきているという状況にあります。

先ほど申し上げましたとおり、いわゆるアルミ、それから鉄関係の、それからペットボトルというものも後から出てまいります、最近では収入の方に入ってきてございます。収入を得る資源ごみの方に入ってきておりますが、そういった要因が急激にここ数年で上がり傾向にあるということでございまして、ちなみに平成14年度の段階では142万5,000円と非常に、現在の額からすると非常に小さな額でございました。この部分は町民の皆さんに分別の徹底をお願いしたり、それから、先ほどから申し上げます、そういった資源ごみに対する市場価値が最近急激に高まってきたという要因がございまして、このあたりも今後情報収集に努めながら予算の計上に努めてまいりたいというふうに考えますので、ご理解願いたいと存じます。

- 委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

- 松岡委員 全くその何というか、要素というのがまるであれなんですね、まず例から言っても。しかし、やはり今までの例からいっても、30%から50%決算額において上がってきている実績があるわけですから、それらを含めたやはり、適切というのはちょっと無理かもしれませんが、そういったような考え方で今後の当初予算を組んでいただきたいと思います。余りにも、50%も60%も差が出ていて増加補正するというものについては、余りの、何といいますか、見通しが甘過ぎるんでないかというふうに思うわけですが、今後の予算編成において、当初予算の編成において十分それらを配慮した考え方でやっぱりやってほしいというふうに思います。

これはまた、アルミだけでなく、何が上がるかわかりませんよと、来年になれば。また、何が下がるかわかりません。そういう不定期な要素もあると思いますが、それらは

やっぱりある程度カバーしながら予算編成をしていっていただきたいと、かように思います。

以上です。

●委員長（谷口委員） 答弁はいいですか。

●松岡委員 いいです。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） それでは、進めてまいります。

22款町債、1項町債、3目衛生債、4目農林水産業債、6目土木債、7目消防債、8目教育債、9目災害復旧債、ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 以上で歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

26ページから進めてまいります。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

1 番、室崎委員。

●室崎委員 ここでお聞きしたいんですが、前に私ご提案しまして、そのようにしたいということで、町でいろいろ調査しているいろいろなデータが、みんなが使えるようにたしか担当課長の名づけでは、データライブラリーというような非常に高尚な名前がついていたような気がするんですが、それが稼働しているというふうに聞いていますので、その実態ないし実績ですね、それについて簡単に説明してください。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

この資料の有効活用という意味の中では、1番委員にこれまで質問いただいております。その後、作業がおくれているということでおわびを申し上げた経過もございます。その後、春から取りかかりまして、現在どのような形でやっているかといいますと、庁内LANのコンピューターサーバーの中に、固有名詞で申し上げますと、行政資料等ライブラリーという項目を設けさせていただきました。この中には一応厚岸町が所有する行政資料等の共有化、これを図るという目的でございます。

それで、それぞれの所属で持っている資料等の存在状況をまず明らかにして、それを町行政全体の活用に利するというような目的で、それぞれのデータをみずからその中に入れ込んで全庁的な端末ですべて見られるような形、いわゆるオープンにするという方式をとらせていただいたと。その中には町がつくった資料だけにとらわれず、他の行政、例えば国であるとか、道であるとか、あるいは公共法人であるとか、そういったようなところで出された参考文献、資料、こういったようなものについても、やはりこれは全庁的に公開している方がよろしいという判断ができるものについては、ぜひ積極的に掲載するよというよいう指示をいたしまして、それぞれ課ごとにそれぞれ分類、そして、その課の中でもさらにその文書の内容によって分類、そうした中でどういったタイトルと内容がどういものものであるのか、どこに保存しているのか。場合によっては、そのコンピューターそのものにデータそのものが電子文書として入っているものの中にはあります。そういったものがあるのかどうかというよいうことが検索できるよいう方法をとらせていただいて現在に至っているという状況でございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 公開可能なものは公開するという原則だと思ひまして、大変いいことだと思ひますので、どんどん続けていただきたい。

それで、この行政資料ライブラリーについては、例えば情報館でレファレンスの際に利用できるよいう形になっておりますか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思ひます。

情報館の方のレファレンス、要するに一般町民が見られるよいう形でのリンクはされてございません。あくまでも庁内、役場庁内LANの中でございまして、そういった形では行政組織内でのいわゆるデータ共有というよいう形の中で現在は行っているという状況になってございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 個人情報保護とかいろいろな問題がありますので、どのレベルでどれだけ公開できるかというところにはレベルがあるかと思ひます。前回ノロウイルスの話で私そのことをしてはいますけれども、だから、ただし、この行政資料等ライブラリーというのは、やはり公開可能なもの、出ても問題のないもので庁内LAN一般に流していると思ひうんですよ。そうすると、それが町民の目に触れていけないものはないと思ひうんです。

ですから、そういうことを含めて、もしこれにはかぎをかけておかなければならないんだと、これこれこういう理由でというものが明確なものであればかぎをかければいわけですけれども、やはり情報館あたりで、そのレファレンスに使えるよいうにまではいけるんじゃないかというふうに思ひうので、これについてはご検討をいただきたい。

それから、逆に今言ったような個人情報であるとか、そういうような問題である範囲の中でしか共有できないという情報に関しては、やはりそういうかぎをかけるということのいわば何というんですか、セキュリティーというのも必要になるかと思います。すべての情報が全部流れてしまっていいものだというふうにも、一概にも言えないんですよ。だからといってみんなして一生懸命かぎかけてしまって、どれもこれも流れなくなってもいいものではないわけですよ。そのあたりやっぱり階層構造が出てくる場合もあり得ると思うんですが、しかし、厚岸町の持っている情報公開条例の基本理念は、町の持っている資料というものはすべて町民の財産であるということをやうたっておりますから、やはりかぎをかけるということについては、明確な場合でなければできないという原則をきちんとして、なるべく有効に使えるように検討をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

現在、取り組んできました行政資料ライブラリー等という呼称で進めてきたのは、冒頭申し上げましたとおり、とりあえずあるんですよ、役場の職員、行政執行に当たってそういった資料を共有しようという目的でさせていただきました。そういう形で今現在運用しているわけでございますけれども、一方で室崎委員からただいま提案がありました情報公開という面で町民に、その資料の活用といたしまししょうか、そういうものを促すというような意味での活用ができないかということでございます。これにつきましては、どういう形で載せることができるか、そういった部分も含めましてご提案いただいた内容をご検討させていただきたいと、このように思います。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 それに一言つけ加えさせていただきますが、これは行政資料というところで横の連絡を緊密にとって共通なものを出していくと。資料までそういうふうに行っている厚岸町ですから、当然総合計画に基づく各種基本計画がどこから見ても全体が見えないなんていうことがあってはいけないわけですよ。当然こういうものについても、どこに何があるかというようなことが一目でわからなければ、これは行政執行が円滑にいかないと言われても仕方がないと思うんですよ。こういう点もよろしく願いいたします。これは要望しておきます。

それで、次の論点に移りますが、ここに節では賃借料というのが出ているんですが、事務機借上料というのがございます。俗にリース契約と言われているんですが、本当の意味でのリース契約は厚岸町では行っていませんよね、民間で行うようなリース契約は。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

いわゆるリース契約でございますけれども、これについてはいわゆる形態といたしましては、リース、何といいます、ファイナンスリースというのがアメリカの方で生まれたこの契約の形態というようなことで、これを日本の場合、今既にリース、リースということ言っているようですけれども、形態にはリースと、それからレンタルというのがあります、この広い意味でのリースの契約、これは厚岸町の場合でも、いわゆる地方自治法の長期継続契約、これについては何といいますか、条例において結ぶるというような形の範囲まで設定いただいておりますけれども、その範囲の中で行っていると。それが広い意味でのリース契約という形になろうかと思えます。

ただ、民間の方で行っているような一般的な形態の中ですと、その期間にがんじがらめといえますか、そういうような形ではないと、地方自治法で定められている範囲内の長期継続契約の中で行っているという状況に相なっております。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと本格的な、本格的なというか、主要論点に入る前に、1点確認だけしておきますが、ひところ行政どこでも転リースと言われるような形態をとっていた時代があるようです。これは転貸借というときの転ですよ、転がすという字です。恐らく私も余り詳しくないんですが、例えば室崎という町内業者がいたとすれば、これがメーカーとの間でリース契約を結んで、そして、それを1年ごとの契約でもって町に貸与するといえますか、リースをするというような形でないのかなと思うんです。

それで、町もかつてはそういうことがあったように記憶していますが、現在全くありませんね。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

まさに形態がリースというような、形態だけで見ますとそういう形になろうかと思えますけれども、現在はいわゆる……

（「簡単に答えてくれればいいです、あるかないかと」の声あり）

●総務課長（田辺課長） 町の方と、それから何といいます、そのリース会社と言われる部分、それからものを納める業者と、この3つの中での、三者間での契約という形の中で行ってございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 それで、転リースはないという意味だということをお聞きして、次に行くんですよ。

それで、今もう何か、課長大変優秀なので私が次に聞くことを先取りしたような答え

をしているんですが、現在は三者契約で直接メーカーから借り受けるという形で、それに地元の納入業者が入って行くというような形になっているわけですね。その三者契約の構造、それは私が、ちょっと時間がないのでぼんぼんと言いますから、端的に。

町はメーカーから借りていると、借り受けている。それから、その納入業者というのが三者契約ですから、もう1人出てくるわけですがけれども、これはメンテナンス、ないし、その何というんですか、例えばコピー機ならトナーだとか、そういうものをきちんと見るとか、そういう部分についての義務を負うというような形で三面契約が行われていると。納入業者とそのメーカーの関係がどういうふうになっているか、これは町が直接関与しませんからそれはどうでもいいんですけれども、そういうような形の三面契約で、しかも、なおかつ、それは賃貸借契約であるというようなことだというふうに伺っていたんですが、それでいいんですか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） おっしゃるような内容でございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 それで、先ほど課長さんの方の答弁の中に、長期継続契約という言葉が出てきました。これは地方自治法の234条の3、これが平成16年改正になって、こういうものにも使えるようになったそうですが、そこでは政令に決めた範囲でもって契約を締結することができる。これは長期にわたっての契約をすることができる。長期というのは何年かという話がありますが、これはちょっとこっちへ置いて。

それで、政令ではどういうふうになっているかということ、条例で特定しなさいということが書いてあるんですね。条例で特定するということ、いいですよというのが政令の決め方なんです。非常にこの地方自治法特有のというか、法律特有の複雑な書き方しているんですよ。

それで、条例ではこういう事務機等について、長期継続契約ができますよという条例をつくりました。それによって厚岸町は長期継続契約を行っています。ただ、法律は何と言っているかということ、この場合においては、各年度における経費の予算の範囲内において給付を受けなければならないという書き方をしているんです。

したがいまして、今年100万円と決めた、来年100万円と決めることはできないんですね、長期継続契約は。来年は100万円になるか90万円になるかわかりませんよということをお納得してもらわなければ長期継続契約ではないんです。

それで、世の中で普通、例えば私の事務所なんかやっているようなリース契約というのは、町の場合にはちょっと難しいということで、三面契約にした上で、なおかつ、この契約にかかる金額について、減額や削除があった場合というような1項目を入れて相手方に納得してもらおうというような形にしているんじゃないかというふうに思われるわけです。それでよろしいですか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

ただいま長期契約の内容につきましては、1番委員さんおっしゃるとおりでございます。契約の相手方は定めますけれども、予算について、いわゆる支出についてすべての年度、先の部分まで、この契約の中で確定するというものではないということでございます。地方自治法の中にもありますけれども、いわゆる解説の中にもありますように、予算の、当然予算がついてきますので、その予算の範囲というのが前提になってくるわけでございますけれども、そういったような条件の中でございますので、私も結んでいる長期契約の中につきましても、そのような形で予算の前提というのがひとつありますという形、条件を示した中で結ばせていただいているという状況でございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 結局、実際に世の中で行われている契約をそのまま、たまたまここが厚岸町という、役場がという言い方をしますけれども、主体は厚岸町ですから厚岸町が行う場合にはいろいろな法律の制限があって、世の中で通常行われているとおりの契約書、契約をするとちょっとうまくないと。だから、こういうような形で、逃げると言うては言葉が悪いんだけど、あわせていくより仕方がないということで、非常に大変な、ある意味で苦勞なさっているのではないかと思われるんです。そのことがいいの悪いのと言っているわけでは全くありません。

それで、なおかつ申し上げるんですが、実際に契約上は、そういう意味で単年度、単年度になると思います。相手方はあなただよ、だけれども、今年は幾らだよ。しかし、こういう事務機等について、俗に言うリース契約というものを業者としては結んでいるのと同じ経済効果をもらわなければ合わないわけですよ。そのときには当然あなた方もそれは了承していると思うんですが、月幾ら、年幾らという形でもって支払いますよね。その計算はどういう形で行われますか、その積算根拠は。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

いわゆる実数物件の関係、資産価値といいたいまいしょうか、そういう部分、いわゆる売買に相当するような部分、当然あるかと思えます。今おっしゃられたとおり、リース会社にいたしましても、その物件をいわゆる貸すに当たって、それを買い取っているという形態が生まれているわけでございます。当然その買い取りの部分、それにプラス経費、当然商いですから、そこに出てくるというようなことかと思えますけれども、そういった中で計算がされている。そういった見積もりが私どもの方に提出されまして、その見積もり、あるいは入札の比較において決定をさせていただいているという状況でございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 そうだと思っんです。それで、例えば厚岸町に100万円のコピーを、今こういう契約を結んで、これを何というのか知りませんが、やった場合と、私の事務所で、5年リースなら5年リースを組んでやる場合とほとんど差はないと思っんですよ。町の方ですから、大量納入するからその分安くなるということはあるかもしれません。そうすると積算は、このいわゆるファイナンスリースと言われているものは、賃貸借と売買がくっついたようなものなんですよね。大体5年ですよ。そうすると5年で割るわけですね。そして、5年たったときにはほぼ価格がゼロに近づくということをお前提にして、売って分割払いしてもらおう場合とそんなに変わらないような計算をしてやっているわけです。

それで、町がこれに納入したときも、業者はそういう形に入ってきているわけですよ、現実には。しかし、今言ったいろいろな法規上の問題がありますから、町としては紙面上は、この契約の。その上では今年限りだよ、来年は幾らになるかは、これは予算の範囲内で動くんだよということをお言わざるを得ないし、業者もそうですねと言っって納入せざるを得ない。実態と契約内容の間に、そごが出ているというふうにお思っわけです。それは今までは本当に単年度契約しかできなかったのが、長期継続契約ができるようになったことで大分埋められたんだけど、まだ100%埋まっていない。そういうことだと思っんです。

しかし、現実には、一たん長期継続契約で結んだリースについて、次の年に毎年50万円払っていたのを30万円にせいなんてということはおあり得ないわけですよ、それやられたら業者はたまったものじゃありませんから。そこのおところはお互いに信義誠実の原則というのが契約の基本ですから、それで行きましょうやということになっているのが実態ではないかと。いいの悪いのじゃありませんよ、どこでも現実の問題です。ではないかというふうにお思っますが、いかがでしょう。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

この長期継続契約という制度に地方自治法が変わってきたという背景には、そういった商行為が現実のものおちょっと法律が乖離してきているという状況を踏まえながら地方自治法も現在の取引形態に合わせて変えてきているという経過がございます。

ただ、おっしゃられるように、それを地方自治法の部分を厳密に当てはめていくといったときに、実態としてちょっと無理とおいいましょうか、そういう部分も実際には生じてきている。そういった中で、行ってきている部分あります。そういった部分ではまさに1番委員さんおっしゃるとおりの形でございますして、私どもそういった公の部分、それから商取引の部分、それから当然一方的なその契約の解除というものが、これは考えてございませんし、そういった中で運用していきたいというふうにお考えております。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。



- 室崎委員 すべての契約には、その底流に流れるものは信義誠実の原則なんです。それを逸脱したら権利乱用だとか不法行為だとかいろいろな問題が出てきます。ですから、それは当然と言えば当然なんです。だから、運用の面で、業者に泣きを見せるようなことはしませんよと、これは心温かき担当課長としては当然の言だと思うんです。

ただ、やはり契約文言というのは、何か紛争が起きたときにはそれが物を言うわけですよ。うまくいっているときには契約書なんか要らないんですよ、極端な言い方をすれば。行政ではそんなことはあり得ませんけれども。

それで、やはりきちんとした手当てができるのであればするべきだと思うんです。債務負担行為というのは考えられませんか。

- 委員長（谷口委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げたいと思います。

先ほど来、総務課長の方から長期継続契約についてご答弁申し上げておりますけれども、ただいまの債務負担行為につきましては、この自治法改正に伴いまして、債務負担行為なくして契約ができると、いわゆる電気、ガス、水道類等と同様とすると、条例で定めた例について同様とするという趣旨の改正でありますので、その趣旨にのっとりますと、必ずしも条例が制定されている物件につきましては、債務負担行為の設定は必要ないと考えているところでございます。

- 委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

- 室崎委員 あなた先例の読み違いをしているんじゃないか、通達の読み違いをしていると思いますよ。電気、ガス、水道というのは、料金改定があり得るんです。したがって、来年幾らになるかということについては、双方ともに改定権があるんです。したがって、長期継続契約であなたのところとやっておきましょうということでもっていいんです。だから、向こうにもこういう事情があるからちょっと上げてくれとか、これちょっと下げますよとか、そういうことがあり得ることを前提にしているんです。だから、電気、ガス、水道などという言い方しかしていないと思います。

ところが、いわゆるファイナンスリースと世の中で言われるようなものについては、向こう5年間なら5年間について、動かないものとして決めた上で割って、その月なり、年なりの債権額をきちっと決めているんですよ。だから、ちょっと種類違うんですよ。

それで、ちょっとこれは横にそれてしまいますから余り言いたくないんですけども、ほかのもの、例えば今指定管理者という制度が出ました。これで全国的に問題になりました。それは厚岸町の場合にはあるのかないのか、またちょっと別のところになるかありますから、今これは論点にはしませんが、管理委託料というものを指定管理者に払います。このときに、今年も100万円、来年も100万円、再来年も100万円というふうにして、3年間あなたに管理を委託しますと言ったときに、長期継続契約だけで済むのか、債務負担行為が必要なのかということでは、全部でいろいろな例が1つになりまして、

総務省の方から統一見解が出ているはずですが。この場合のように、具体的なものがあつた場合には、長期継続契約だけではだめなんで、債務負担行為が必要だということで落ち着いたというふうに聞いています。ですから、これは電気、ガス、水道とは違うんですよ。

今回のファイナンスリースに関しては、どちらかというと、それに近いんじゃないかと。なぜならば、先ほど言ったように価格決定において、今年1年だけの事情で計算していないんですよ。ですから、それを無理やり今は運用で穴を埋めるから何とかと言って、非常に苦勞して担当者は賃貸借契約の枠の中に押し込めているんだけど、それだけのいわば法的な難しいテクニックを使うならば、きちんと債務負担行為にしてみました方が業者にとってもありがたいし、厚岸町にとっても明白な、いわばそごのない契約ということができないのではないのかということをお願いしているわけです。再度ご答弁をいただきたい。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

先ほど電気、ガス、水道ということの長期継続契約、これはもう改正前からあつた内容でございます。私がちょっと内容について説明不足であつたことでございます。

それから、この債務負担行為、いわゆる自治法改正に伴う債務負担行為についてのご指摘でございますが、総額として、ここでは5年契約をして、総額として、例えば1,000万円の将来にわたる、5年間にわたる契約が確定しているものにつきましては、これは債務負担行為の設定が必要かというふうに思います。

ただし、毎年度予算で定めて、その範囲におきまして、かかる費用についてお支払いをしますという契約につきましては、条例の定めるところにより債務負担行為の設定は必要ではないというふうに理解しているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 余り長くなりたくないんだけど、そういう答弁ではやめるわけにいかないんです。だから、実質的に確定しているじゃないかと言っているんです。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 委員おっしゃいますとおり、現実的に例えば5年のものを国なり道が賃貸する場合には、現実的にはその額は確定しているだろうということは、商いとしては当然かと思えます。ただし、契約の形態としては、例えば1,000万円のものが5年であれば200万円ずつということは、毎年度予算で定めて、毎年度契約できるということでご理解いただきたいと思えます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 何か私の言っていることがわかっていないみたいですね。だから、そういうあなたの言うような格好をとっているんですよ。それは実態と合っていないでしょうというの。毎年度できるんですと言うけれども、じゃ毎年度変わるんですか。当初の考えていたのと、業者なり、町なりがこれでいいだろうと、実際のところで打ち合わせしているのと、来年になったらぼろぼろ変わるんですか、変わっていないでしょう。変わっていないから運用でというふうに担当課長は言っているんです。

すなわち、今の長期継続契約の範囲内ですよというふうに言ってしまうと、実態と形式がぴったり合わないんですよ。だから、合わない分だけだれが危険を負担しているのか、町と取引する業者なんです。腹で腹でという契約は、結局は強い方の勝ちなんです。だから契約書をきちんとつくりなさいということが言われるんです。別に厚岸町がそんなことをやっているという意味じゃないんですよ。

ただし、信義誠実の原則だとか、運用だとかということと言わなければ説明できないということは、実態との間にすき間があるということなんです。それならばきちんとすき間をなくして、業者の不安というものを少しでも持たれないようにしてやった方がいいんじゃないですかということ。それによって厚岸町が何か大きな負担を得るんなら別ですよ。債務負担行為なんて議決すればそれでいいだけのことです。大した問題はないでしょう。そういうことなんですよ。

だから、債務負担行為にしないで長期継続契約にしているということは、実態とは合わないところが出ているんじゃないですかということをおの方は指摘しているだけのことなんです。それがけしからんとか、いいとか悪いとか、そういうことではなくて、今の行政のテクニックでそういうことをやってきたという努力を十分に認めながら検討していただきたいということをお言っているんですけれども、どうなんでしょう。

●委員長（谷口委員） 助役。

●助役（大沼助役） 長期継続契約の見方、経過は委員ご指摘のとおり、地方自治法の一部改正に伴うところであります。これは各自治体が今言うリース契約等に関して、それぞれの自治体が債務負担行為の議決を経てやっているところが多くあるということが背景にありました。厚岸町の場合は、年度年度の単年度契約でその予算議決をいただいて契約の履行をしていただいていたという背景がございました。これを自治法の改正に伴って、長期契約をすることによって、双方、双方というか、契約の相手方も、例えば5年なら5年のリース期間について特別な、よほどのことの事情がない限り自分の納めた機械そのものが、その長期契約の間履行されるものだというふうな、業者にとりましてはそういう安定感があるということが一方であります。

ただ、賃借料については、その額については単年度契約というとり方をしておりますけれども、それは予算の議決をいただくという方法をとっております。その債務負担行為の議決は、原則、原則といいますか、限度額の議決をいただく、それから、その負担が後年度、年度を超えていつまで続くのかということが議決をいただいて執行するとい

うやり方であります。

今の議員がご指摘をいただいた契約の相手方にとって、長期契約をすることに伴って、そういう継続的にその機械が厚岸町役場で使われるんだということが念頭に置かれていて契約するのと、単年度、単年度、従来どおりの契約ですとののでは、その何と申しますか、安定性といえますか、に欠けるわけでありますから、それが結局提示をいただく金額にもはね返ってくるということでもあります。

それは双方にとってメリットがあるということがあって、この地方自治法の一部改正に至っているという解釈をしておりますので、債務負担行為の議決を、債務負担行為をやるのではなくて、経費については単年度、単年度、予算議決をいただいて実行に移してまいりたいという考えでございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 何か、今までの議論ずっとなぞっただけの話で、新しい話一つも出ていないですね。時間のむだですよ、そんな答弁やっていたら。

私が言っているのは、長期継続契約ということである程度手当てはしたんだけど、それでもやはり実態との間にすき間があるでしょうということを行っているんです。だって、積算根拠は5年間なら5年間の間の時間というものを割って、それぞれの年の負担額を出しているんですから、現実には。それが来年になって変わりますということになったら、業者はたまったものじゃないんですよ。議決、予算の範囲内でもってやるということだから、ちょっと予算少なくなったから、これは8割にしてもらおうよ、もし予算が要するに財源がふえたらまた上げるからというようなことが長期継続契約の範囲では、地方自治法の234条の3ではできるんですよ。だけれども、そんなことはしませんよと。だって、信義誠実の原則に反しますものと、それはわかっているでしょうということで、運用でということ、そういうことが法律上は可能な契約が結ばれているわけです。

そうすると、やはり実際に行われていることと、その額面との間には差があるんですよ、現実には。それは今、総務課長認めたじゃないですか。だから、そここのところの穴埋めができないのかということ、それを私が言っているんですよ。言っている意味わかりますね。そういうことなんですよ。これについては、今ここで結論が出ないものであるならば、やはり検討していただきたいですね。

それで、実際との間に溝がある契約というのは、なるべくこれは避けた方がいいというのは原則でしょう。そういうことなんです。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

再開は1時。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

1目一般管理費、1番、室崎委員の答弁をお願いいたします。

助役。

●助役（大沼助役） 契約の方法につきましては、委員ご指摘のとおり、単年度契約、それから債務負担行為に基づく契約、それから長期継続契約という、大きく分けて3つになろうかと存じます。

17年3月議会で議決をいただいた長期契約をすることができるという条例でございますが、それはするか、しないかというのは、個別具体的に判断をしていかなければならないという問題だろうというふうに思います。

特に、機械リース等に関しては、業者さんに対する保護という観点も、我々契約する側としては、考慮しておかなければなりませんし、一方では、経済的なメリットということも当然追求をしていかなければならないという両面があるかと思えます。

この件に関しましては、その機械リースという、一口で言いますと、たくさんの種類がございますが、今、午前中にご指摘をいただいたことを踏まえて、なお、勉強、あるいは研究をさせていただきたいなど、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

3目職員厚生費、4目情報化推進費。

1番、室崎委員。

●室崎委員 よく市内LANというような言い方をします。総合行政情報システムというのはこれなんですか。ちょっと似たような名前のが幾つかありますので、もしかしたら勘違いしていたらごめんなさい。私がお聞きしたいのは、いわゆるコンピューターを使ったLAN、ローカル・エリア・ネットワークですね、これで前の議会でも私指摘したんですが、全体に行き渡っていない部分があるんですね。管理職でもなおかつ、そのLANにつながっていない人がいるという問題があって、それを指摘しました。一般的にはもう厚岸町の場合にはLANが完備していると言われていたんだけど、例外が、いわゆる穴がある。

それで、そのときに検討はすると、要するに「は」の字が入ったんですが、検討するというのを答弁いただきましたが、この3カ月どのような検討をして、どのような方

向が出たのかお聞かせをいただきたい。

- 委員長（谷口委員） 休憩します。

午後 1 時04分休憩

午後 1 時10分再開

- 委員長（谷口委員） 再開します。

病院事務長。

- 病院事務長（斉藤事務長） 前回のご指摘は、実は全体的なLANシステムの中でも、特に病院が欠落しているという状況だったというふうに思います。システムとしては、実はつなげるようなシステム構築はいたしました。しております。ですけれども、今、現実的に各技師長を含めてコンピューターが1台配置になっておりますけれども、それはオーダリングシステムを含めて、会計システムと一緒にのっているシステムでありまして、その辺のこのシステム構築を実は平成19年度に向けてLANの組み直しを今予定しております。

19年度中です。スタートするのは、実はかなり時間かかると思いまして、新しいウィンドウで乗せなければいけないというシステム構築もございまして、来年の1月をめどに、LAN構築を含めて検討している最中でありまして。乗ることは乗るんですけども、それと、コンピューターを1台で済むのか、2台で済むのかという問題も含めて、ちょっと内部LANでございましてから、その辺の機械の、機械も当然更新をしていかなければいけないんですけども、そこら辺の部分で、できれば1台のコンピューターで、その内部LANも、内部LANですから、つなげるようにしたいということのもくろみがあります。

そんな意味で、ちょっと今検討中でありましてけれども、今すぐやるということになりますと、コンピューターをもう1台置いてLANの配線をはわせれば、できることはできるんですけども、今システム構築をするということのめどが立っておりますので、その中へ、19年度中でこれを解決してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

- 委員長（谷口委員） 1 番。

- 室崎委員 方向が出ているのであれば、なるべく早く済むようにしていただきたい。今の状態ではちょっと異常な状態が続いているということになります。

それで、ただ1つだけちょっと気になるのは、病院は財政的には大変ですよ。今回新聞に大きく町立病院は黒字になりましたというのが出て、大したものだなと思ってるわけですが、それはちょっとこっちへ置いて、ここの部分は、病院が特別会計になっているからと言って病院固有の問題じゃないですよ。厚岸町の組織全体の中での間

題なので、だから、病院の方でもって全部お金出して、全部おやりなさいというふうになるのかどうかというようなこともあると思うんです。

そういうその何といいますか、お金の問題が絡むので、前は病院事務長は検討はするというような言い方をせざるを得なかったんだらうと思いますので、そういう点を含めて、これはたまたま病院という部署にあるからそういうことなだけであって、もしこれが総務課というところで落ちていたら、何もそんな話にはならないですよ。

要するに、厚岸町の全組織の中の一部に穴があったということで、これは情報化推進の問題だというふうにきちっととらえて進めていただきたいと思いますので、その点よろしく。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

私どもも、決して病院だからすべてが病院だというふうなとらえ方をしてございません。ただ、先ほど病院事務長の答弁の中にありましたように、今、病院自体で持っているシステム、これにどう乗せられるかというような部分もあるものですから、こういったような形の中で、できるだけ省力化の中できちっとしたものを確保していくという方法、これについては一緒になって検討に加わって配慮してまいりたいというふうを考えています。

●室崎委員 結構です。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

3番、南谷委員。

●南谷委員 情報システムの関係でお尋ねをさせていただきたいと存じます。

1番委員の質問と関連があるんでございますが、パソコンの導入の考え方についてお尋ねをさせていただきたいと存じます。

ずっとご答弁をお聞かせいただいていたんですけども、業務上、管理職だからといって必ずしもパソコンが必要なんだろうかというふうに僕は受けとめさせていただいたんですが、やはりその業務によっては、幾ら管理職であるからといって1人1台必要だとは僕は限らないと思うんですよ。その適材適所というんですか、やはり町民の皆さんの血税から行政を執行されている。管理職だから必ずしもすべて網羅されなければならないと。当然情報はつながって、一体で取り組むべきだと私は考えますよ。

ですけども、厚岸町の行政改革というものはどうあるべきか、2人で1台だってパソコンを使用する課があっても僕は必要ではないのかなと思うんですよ。いかがですか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答えします。

庁内LANの考え方についてお答えをさせていただきたいと思います。

ご案内のように、今の時代、コンピューターによってネットが組まれておりまして、1つの例で申しますと、財務会計、伝票1つ切るんでもコンピューターですべて行うという状況に相なっております。

したがいまして、そういった業務に当たる職員のところについては、コンピューターそのものが、LANで結ばれているコンピューターそのものが必需品というような状況に相なっております。

ただ、とは申せ、すべての職員1台かと言うと、やはり実際に、いわゆる業務現場にあるような職場、そういったところについては、1人に1台というのは現実的な話ではございません。

ただ、とは申せ、今までもお話ししているように、こういった情報の中、そういった先ほど行政資料のお話等々もさせていただきましたけれども、そういった情報等の共有という部分がやはり大事になってくるかと思えますけれども、そういった中では、それぞれの少なくとも所属する所属長、管理職、こういったところにそういった情報を共有できる環境、こういったものが少なくともとらなければならないだろうというような考え方でございます。

そういった中でも、いわゆる、ではどういったようなコストがかからないでそういうような環境をつくれるかという部分についても検討、先ほど病院のお話が出ていましたけれども、そういった部分でさらに詰めさせていただきたいというふうには思っておりますけれども、考え方といたしましては、それぞれの所属、所管におけるところについては、そういった情報環境を結べるような環境を整えたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 私は、やはり情報は共有した方がいいですよ。担当にすれば、1人1台あって、自由にさせる方がいいですよ。どうして隣に、でも、その適材適所という部分はあると思うんですよ、僕は。だれしものが担当とすれば、より便利な方がいいわけですよ。便利だからいいというものでは僕はないと思うんですよ。やはり管理職であればこそ、しっかりとその連携をとったり、そういうことでなければ合理化、町の行政改革というのは逆に僕はできないんじゃないですか、逆行するんじゃないですか。当然、その部内で、先ほどのご答弁ですと、情報という観点で判断をされるって答弁なさっておったんですけれども、やはり業務上どうなのかということも当然しっかりと方向性を見定めて、ここに必要なのか、どうかという部分をきちんと精査をされてご判断をしていくべきと考えます。いかがでしょうか。



●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 当然、こういった業務を遂行していく上では、業務の必要性、それからコストという部分の考え方というのは避けられないだろうと。その辺を踏まえながら適切に判断して取り組んでまいりたい、このように思っておりますし、そのようにご理解をいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

5目交通安全防犯費、6目行政管理費、7目文書広報費、8目財政管理費、9目会計管理費、10目企画費、11目財産管理費、12目車両管理費。

1番、室崎委員。

●室崎委員 自家用車の公務使用という問題について前回申し上げました。この後、いろいろ検討なさっていると思うので、その内容について、今日ある程度まとまってきたようなものがありましたらご説明をいただきたいんです。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 職員の自家用車の公務使用という件につきましては、さきの議会定例会の中におきましてもいろいろご質疑等いただきまして、その後、勉強させていただくということでご答弁を申してきております。

その後、私どもの方といたしましては、他の地方自治体でどのような対応がとられているんだろうか、その法的な根拠は何だろうかというようなことについていろいろ情報を得たいということで、いろいろな方面に実は問い合わせ等々もさせていただきました。けれども、実は、この職員自動車の公務使用における法的、特に法的関係なんですけれども、これの明確な位置づけであるとか、それから、解釈をしているというような参考文献なり、行政実例というような部分、残念ながらちょっと見つけることができませんでした。

ただ、実態としましては、かなり多くの自治体でこの自家用車の公用使用という部分については、厚岸町もしていいという形を設けさせていただいておりますけれども、同じような要綱であるとか、こういう規定を設けておりまして、それによって取り組んでいるというのが実態のようでございます。

その中に、特にどのような形になっているのかというと、大まかに申しますと、その職員の自家用自動車の使用についての事前登録、事前承認という制度がまずとられているというのが1つ。

それから、承認条件の中には、これもほとんど私ども調べたものの100%近くそうでしたけれども、100%がそうでしたけれども、自賠責なり任意保険なりの保険の裏づけがされているというのが1つ。

それから、事故の際には、その保険を使用させていただくんですよというのが、これが共通している事項として規定が設けられている。このような状況でございますけれども、この自家用車の公用使用するに当たっての、この自家用車を所有する職員と町との関係、これについては、これまで明快な答弁ができなかったところでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、これがこうだというような明快なものは、実は見つけられなかったんですけれども、しかし、実際にこの職員の所有物をその職員がみずから使用するものではありませんけれども、町の公務の使用目的、これに適用がされている、使用をしているという実態でございます。これを町が認識した上で、その業務に当たってもらっているという形に相なっているわけございまして、そのことから考えますと、実態として民法の使用貸借、こういった関係が生まれているものというふうに判断することが適当というふうに考えました。

このように考えますと、事故などの場合、その自家用車を公用使用することによって生じた損失、損害、これはやはり借り主、借り方の方である町の方で補償すべきもの、これ基本的には事故の対応等いろいろあるでしょうけれども、基本的な考え方としてはそのように思っております。

この際、車両にかかっている保険という部分、これは利用できるものでございますので、そういった意味から申しますと、その保険の利用はさせていただきますけれども、当然、その保険料を超える仮に損害が生じたと、保険で充当できないようなものが生じたと、こういったものにつきましては、先ほど申したとおり、基本的には町でその損失を補償していくという考え方、これが妥当な取り扱いではないかと、このように考えておりますし、そのような取り扱いを進めてまいりたいと、このように考えております。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 前回、問題点の指摘をしてありますから、今余りくどくは申し上げませんが、使用貸借であるからといって、全くこちらが負担なしで利用できるというものと割り切るわけにはいきませんよね。そういう点では、やはりそれなりの補填というものはきちんと考えなければならぬと思っておりますが、そういうことについても検討していますか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） おっしゃるとおり、使用貸借無償ということですが、当然経費を要する。例えば、1つの例を言いますと、車ですから走れば燃料代がかかるというような状況も相なるわけでございますけれども、そのいわゆる経費の支出、いわゆる

る担保と申しませうか、そういう部分のあり方といたしましては、私どもの旅費の規定の中に、その旅費といたませうか、その業務で当然外勤になるわけでございますけれども、外勤に出たときの経費、費用については弁償する、費用弁償の考え方での取り決め、規定がございます。これに基づいて、当然ガソリン相当分プラスアルファ程度の謝金という形でございますけれども、そういった経費が見られることになっている、ということでございますので、それをもって経費負担を、負担というんでしょうか、充当をするという考え方で進みたいなど、このように思っております。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 いわゆる車の減価償却だとか、燃料費だとか、そういうもろもろですね。それについて、そういうふうを考えていると。

それで、保険については、所有者が自分でもって掛けている保険をこっちが使わせていただくということをし承してくださいということにするんだというお話でしたが、その場合の手当てというのもやっぱり考えるんですか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 当然、先ほど、1つには、保険で充当されない部分というのが1つございます。それは当然という話でございますし、これまでの議会の中でも7番委員さんとのやりとりの中でもお話しさせていただいておりますけれども、いわゆる保険を使うことによって、次の年からの保険料の変動が出てくると、こういったような部分どうするんだというようなお話もいただきました。

考え方といたしまして、確かにそういう保険を使って、その行為が公務によって生じたものだという形になりますと、これも事故の対応、いろいろな対応があると思っておりますけれども、基本的な考え方としては、そういう部分で本人がそれによって負担がふえてくるという形でございますので、これについては町の方で負担すると思いたせうか、そういうような方向性で考えていくのが適当なのかなという考え方でおりますけれども、ただ、個々のケース、いろいろな部分ありますけれども、基本的な考え方はそのようなことで取り扱いを進めてまいりたいというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 それから、公務使用というからには、その公務とうものの範囲というものが当然出てくるかと思いたせう。

それで、公務に当たるか、当たらないかというところで、公務災害だとかいろいろな場合の一つの限界事例のあたりになるのかなと思うんですが、通勤ですね、役場まで自宅から来る部分、帰る部分。違うコースぐるっと回っていったらこれは問題になりませんけれども、そういう場合も、場合によっては公務に当たるという事例も、ものによってはあるのかもしれませんが、ここで言っている公務の中には入りますか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 公務災害の考え方の中には大きく2通りございます。実際に公務といいましょうか、始業時間から始まりまして従事するという公務、それから、その公務につくために通勤をしなければならない。通勤のため、通勤災害、それから、もう一つのそういったような狭義、狭い意味での公務災害です。そういった2つの方に分かりますけれども、この自家用車の使用に当たっての公務の考え方というのは、あくまでも、その通勤以外の部分、ですから、いわゆる一般的に公務と言われるものに従事するために使用したという扱い、考え方でございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、公用車の使用と同じレベルになると、公用車の使用する公務とされているのと同じレベルになるということなんですね。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） そのように考えております。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 この自家用車の話はこれで終わります。

ちょっともう1点だけお聞きします。

平成16年10月に北海道町村会が三位一体改革における地方交付税制度の堅持と充実強化というところで緊急要望書を出しております。その資料編というのが2つついておりました。その資料編の1が現在の北海道の町村の財政状況や、そういうものについてグラフを使ってずっと書いています。そして、7項目上がっている7番目が、行政改革の取り組み状況ということが書いてございます。主なものとして、その2の中に、いろいろあるんですけども、公用車の削減ということがはっきりうたっています。そして、そこでは、町村長公用車の廃止ということが明確にうたわれております。

平成16年10月に北海道町村会はこの緊急要望書を出しているんですが、その北海道町村会の一員である厚岸町として、町村長公用車の廃止ということを明確にうたっている以上、厚岸町としても、そういうことについては検討されているのではないかなと思うんですが、その辺にお聞かせください。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後1時32分休憩

- 委員長（谷口委員） 再開します。

町長。

- 町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

1 番の室崎委員の質問、私も聞いておりました、平成16年緊急要望決議をしたということでありましたので、公用車の廃止を決議したと、実はそうでないんです。私もですから承知をしておらなかったんです。と言いますのは、三位一体改革の中で自治体によっては公用車廃止をしているところもありますという表現なんですね。

ですから、町村会の決議じゃなくて。ですから、厚岸町の考え方につきましては、以前に16番委員から同様の質問を受けました。その節に答弁をいたしておいでございまして、現在、厚岸町では廃止は考えておりません。

- 委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

- 室崎委員 わかりました。それはその町、その町の考えで。私の言い方がちょっと誤解を招いたようですみません。決議という意味で言ったんじゃないで、資料編にそういうものまで載ってきていると、そういう状況の中で厚岸町は検討しているのかという意味で聞いていたわけですから、ちょっとその点誤解を与えたとすれば、私の表現もちょっとうまくなかったかなと思うんで、それはおわびいたします。そういう意味なんです。

それで、あっちこっちで知事の何というんですか、専用公用車の廃止なんていうのも出てきている世の中だということもあるわけです。ただ、厚岸町は厚岸町の考え方で今のところ廃止をするのでないというのであれば、それについて、今そこでもって、いいの、悪いと論じるわけではありませんから、それを尋ねたわけです。

もう1点お聞きします。これは町民の中に、非常に今声が大きくなってきているわけで、これは町長のお耳に入れておく必要があるのかと思ひまして、耳ざわりならご勘弁いただきたいんですが、今、この前に公務の話で、公用車を使つての公務という中には通勤は入らないという話がありましたが、町長の場合には、公用車でいわゆる送迎を行っているということを町民は見まして、それでいろいろと批判的な言辭が今強くなってきているんですよ。

それで、やはりこういうものについては、一考あってしかるべきかなと、その費用という点でいったら大した問題では全くないんですけども、ある意味で象徴といいますか、そういう部分もありますので、これについてはできればご検討をいただければ幸いです。と、そのように思ひまして、よろしくお願ひしたいわけです。

- 委員長（谷口委員） 町長。

- 町長（若狭町長） 私自体の姿勢の問題でありますので、私からお答えをさせていただきます。

公用車の利用について、送り迎えについて、町民から批判が出ているということであり  
ます。私自体、町長の手紙と、また、町民から直接そういうお話を承ったことはござ  
いません。

さらにはまた、送り迎えについての公用車の取り扱いですが、町長としては、やはり  
公務の中で送り迎えも必要な場合もあります。また、今日私も政治姿勢の中では、同じ  
公務でも土曜、日曜に当たっては、極力私も運転できますけれども、やはりそういう宴  
会の席等もありますので、家内に、通称純子タクシーと言っていますが、送り迎えをい  
ただいているところでございます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい、いいです。

●委員長（谷口委員） 車両管理費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

2 項徴税費、1 目賦課納税費。

3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、2 目道知事・道議会議員選挙費。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費。

6 項監査委員費、1 目監査委員費、ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、2 目心身障  
害者福祉費、3 目心身障害者特別対策費、4 目老人福祉費。

1 番、室崎委員。

●室崎委員 略称SOSネットワーク、これについてお聞きいたします。

徘徊老人のための何とかかんとかというような名前であったかと思えます、正式名称  
は。これが現在、何か先日の議会での議論の中で、余りきちんと動いていないというよ  
うなことを担当課長みずからおっしゃっていたんですが、そのような状況なんですか。  
これについてお聞きしたいんです。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えさせていただきます。

SOSネットワークにつきましては、委員おっしゃいますとおり、徘徊老人の方々の

行方不明とかというような場合に民間の方々の協力をおかりいたしまして、日常的にネットワーク機能をつくらせていただいております、何か事が発生いたしましたときには、そのネットワークを通じまして調査を全町を挙げて行うというような形で展開をするわけでございます。

実は、この部分につきましては、釧路警察署管内で、厚岸・浜中地区につきまして、そこで1つの取り組みというようなことで展開をするわけでございますが、事が起きなければ通常の情報交換程度で終わるわけでございます、恒常的に定期的な会議ということにつきましては、釧路警察署管内で平成18年度に入りまして2回の会議が行われております。現在では18年4月1日から包括支援センターが立ち上がったというようなことがございまして、そことの連携もきちんとやらなければならない。そのような含みもございまして、包括の担当者含めましての会議というのが2回展開されたというような状況でございまして、恒常的な設置という形で動いているところでございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 今回提出されました条例、何といたしましたっけ、安全・安心何とか条例、今ちょっと手元にないので正確なところ忘れましたが、その説明の中で担当課長が、現在、徘徊老人のためのネットワークがあるんだけど、余りきちんと動いていないようだ。しかし、この条例ができて、協議会がきちんと立ち上がれば、非常に活発に動き出すんだというような意味のことをおっしゃっていたように私は聞いておりましたが、その間の事情ですが、これをもう一度きちんと説明してください。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 生活安全条例の制定の趣旨の中で、町内外に厚岸町の方針を宣言をして、なおかつ設置をする協議会にこういう役割を期待したい。あるいは、一步前に出た展開というものを期待したいというお話をさせていただきまして、その中で、今、委員おっしゃるような内容のお話もさせていただきました。

今、介護保健課長の方からもお話ありましたが、ネットワークそのものは何か事があったときに、サクラハイヤーでありますとか、釧路バスでありますとか、もちろん警察、行政もネットワークを使って、その中で展開をしようというものでありまして、私どもも厚岸・浜中地区のネットの組織の1つとして、自治会連合会の事務局を担当する立場で参加をさせていただいております。もちろん社会福祉協議会、それから行政のもう一つのサイドであります保健介護課の職員も、その中に参加をするという形態をとっております、話がありました定例の打ち合わせ、釧路支庁管内の打ち合わせなんかも情報交換の場として利用させていただいております。

委員からご指摘ありました、うまくいっていないという話は、ネットワークに参加をしている側では、私どもも社会福祉協議会の担当者も、それから保健介護課の担当者もそれぞれ認識しているんでありますが、そのことが本来的に隅々までそういう組織がある。何のためにそういう活動をやるのかといったようなことが伝わっていないという意

味で、厚岸町の方向性としてうまく周知がされていないということも含めた言い方だったのかなということで、言葉足らずで大変申しわけありませんでしたが、協議会の方向性そのもの、取り組みそのものがもう一つ大きな地域のネットワークづくりを、お年寄りの徘徊だけではなくて、児童・生徒の安全も含めたネットワークのことも含めた大きなネットワークづくりというものをまず第一歩取り組んでいきたいという説明の中で、そういうお話をさせていただいたつもりであります。

SOSネットワークの取り組みが詰まっているとか回っていないとかというつもりで申し上げたあれではないんですが、そういう言葉足らずな部分がありましたら、訂正、お詫びをさせていただきたいと思えます。思いとしては、大きな地域のネットワークづくりそのものを生活安全推進協議会の中につくっていきたいというつもりで申し上げたものであります。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 何か今恐縮したような答弁しているんで、ちょっと私の意が伝わっていないかなと思うんで。私は、SOSネットワークがうまくないということを行ったのがけしからんなんていう意味は全くありませんから。むしろ、その中であって、少しでもこれをきちっと動かそうと努力なさっている担当者が、今の状態ではまだまだ足りないという認識を持って、そういう言葉をおっしゃっていただいたことにむしろ感謝しているんです。ですから、そういう発言をしたのが言葉足らずだからよろしくないなんていうような考えでは全くありません。なるほどなと思って聞いています。それはわかってください。

その上でお聞きするんですが、例えばSOSネットワークというものが釧路市で世界で一番最初につくられたわけですけれども、そして厚岸町も非常に早い時期からそれに参加する形で、厚岸町、浜中町の警察の管内と一緒にするわけですけれども、それが行われて効果も上げているわけですね。数はそれは釧路市から見ればはるかに少ないでしょう、人口も少ないですから。

ただ、釧路市でも、今これがひところから見ると件数がどんどん落ちているんですよ。その厚岸町も場合によっては、そういうような傾向が見られるのかなというふうには思いました。いずれにしても、数そのものが少ないですから余り統計的には出せないのかもしれないかもしれませんが、それは今の課長の分析によると、参加している、会議に出てくる人たちの間では共通認識があってよくわかっているんだけれども、それぞれの諸団体の隅々まで伝わっていないというような部分で、どうもうまくないところがあるというふうには分析をなさっているかどうか。その点お聞きします。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げますが、SOSネットワークの周知ということになりますと、平成17年度の3月だったと思えますが、一度新聞折り込みという形で町民の皆さんにごらんいただくというような取り組みをさせていただいております。



また、18年度に入りまして、たまたま所用で外へ出られた方が所在がわからなくなったというような事例が2件ほどございまして、それにつきましては、そのネットワークの中での取り組みでもって発見されておるといような状況もございます。

そういう点で、ネットワーク組織を離れて、町内隅々までということになりますと、まだまだアピール度が少ないかなという感じはいたしております、そこら辺につきましては、今後の検討課題かなというふうに存じております。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 生活安全条例を提案させていただいた立場で申し上げますと、今、保健介護課長の方からも申し上げましたが、事が起きた場合の対応としては、決して解決できない実態ではない、解決できているというお話もありましたが、私はネットワークにかかわっている方だけが、こういう取り組みを厚岸町はやっているぞ、あるいはこういう組織があるぞということ、その中だけで認知されているんであってはまだまだ不十分じゃないのかなと。それで、自治会の一部の役員の方ですとかということではなくて、交通防犯に取り組む方々も含めて、もっと裾野の広い認知のされ方が、それぞれの活動の中であっていいんじゃないかという思いでおります。

そういう意味で、委員ご指摘のSOSネット組織がもっと末端に存在が、認知がされ、その中の一翼をネットに入っていないなくても意識的に取り組んでいただける自主的な活動がそこに生まれてくるということになれば、私どもの条例を提案させていただいた立場とすれば、まさしく目的が少し前進をさせていただくということだろうという認識でおります。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 すみませんけれども、もう少し端的に答弁してくれませんか。聞いている方はもう血圧が上がってくるんですよ。

それで、今のお聞きして、今、意のあるところわかりました。こういうことだろうなと、私の方でかみ砕いて、要点だけ拾って解釈させていただきます。

その上で、要するに生活安全条例が今回制定されて、そこでもって協議会ができると、それによって、こういうものもより一層活発化するんだという考え方ですね。そういうふうな解釈すればいいんですね。簡単にどうか。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お話のとおりで解釈させていただいて結構でございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 実は、SOSネットが今暗礁に乗り上げているという話があるんですが、そ

これは個人情報保護法との関係なんです。すなわち個人情報保護法の問題があって、警察そのものが動いてくれない、そういう問題が今出てきているんです。

それで、SOSネットというのが、要するに、こういう風体をした、こういう顔をして、こんなものを着たおばあちゃんがいなくなりましたと、どなたか見た人はすぐ教えてください。どこそこへ連絡してくださいという形で出すわけですね。それで、もちろん住所、名前を聞くだらうから、何丁目何番地のだれそれさんなんですというようなことで流すんです。具体的であればあるほど効果的なんです。そうすると、それが個人情報保護法の壁でもって問題があるというような声が出るわけですよ。

そして、警察あたりでも担当者によっては全然相手にしてくれないというような状況が出たりするんです。そのたびに上の方からはSOSネットについては警察が全面的に協力するというのでつくったものなんだから、ちゃんと考えてくれということをやります。警察庁もこれを全国に流したんです。

ところが、上級幹部といいますか、そういうところでは非常に理解があるんだけど、末端のお巡りさんまで来るといって全然動かないというような状況が出てきて、今非常に問題になっているんです。

そういうことは、この生活安全条例の協議会では全く問題にならないと。そして、どんどん動くというふうを考えといていいんですね。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 協議会の情報公開の中で、そういった情報も当然出てくることは私どもも想定をしております。委員おっしゃられるように、ものによっては早期検挙だとかという刑法犯の関係で言いますと、早期検挙が云々だとかということがあって、実際に警察から情報がもらえないとか、出すべきでないとかという話もあるようですが、今お話のありましたSOSネットの関係で申し上げますと、委員おっしゃられるように、正確な情報がたくさんあれば、そのことが早期発見、事故防止ということにつながってくるんだらうというふうに思っております。進むのかというお話でいえば、進めたいという立場で協議会の中では情報化、それから個別な取り組みがSOSとして必要だということに基づいて、そういった取り組みをその中で前進をさせるということが協議会の中でも当然出てくるんだらうと思っております。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 これをやめますけれども、その前のときの答弁と違いますね、今の答弁。私、問題点指摘した途端に、協議会の中でもって具体的に話し合うことになるでありますよというふうなことで終わっているんで、その前には協議会が開かれるという、これはどんどん前へ進むんだとあんたおっしゃった。聞くたびにそうやってころころ変わるような答弁したらだめですよ。

だから、問題をきちんと整理して、そしてやはり考えていってもらわなければならないということなんです。今、別にあなたの言っていることの揚げ足を取ったり、それか

ら、よくないとか、悪いとか、そんなことを言う意味ではないんです。こういうようなものは幾つもあると思います。

ですから、そういうものを包括した生活安全条例の協議会が、そういうものをどんどん前に進めるように一層努力していただきたいし、そのためには現状分析をきちんとして、いろいろな隘路というものをきちっとつかまえて、そして前へ進めていただきたいと、そういうことなんです。これは要望です、いかがでしょう。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 条例の規定での協議会の中の取り組みとして、今ご提言いただきました中身については、我々が目指すべき大きな課題の1つだという思いでは同じ思いであります。そういう意味で、ご提言を受けながら協議会の具体的な取り組みの中で生かしていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

7目社会福祉施設費。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2目児童措置費、3目ひとり親福祉費、4目児童福祉施設費、5目児童館運営費、ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） では、進めてまいります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費、2目健康づくり費、3目墓地火葬場費、4目水道費、5目病院費、6目乳幼児医療費。

2項環境政策費、1目環境対策費。

1番、室崎委員。

●室崎委員 外来生物について前にお聞きしてありますが、これについても、その後いろいろ情報を得たり、検討したりなさっていると思うんですが、現在、何かそういう中からこんなことを考えているというようなことがございましたらお聞かせをいただきたいんです。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

昨年の12月定例会で、特定外来生物についてご質問を受けまして、その後いろいろ情報収集なり対応についても考えてまいりました。

それです、特定外来生物につきましては、平成17年10月に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、これが施行されたということで、この中で規定されておりまして、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害を防止するためということで法律が制定されてございます。このうち日本全国では、失礼いたしました。指定の種類が80種類指定されておりまして、この中で飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入など、こういった行為が原則として禁止されているということでございます。

それで、現状なんです、この80種類のうち、北海道内で確認されているのが17種類ということでございます。この中でどのくらい厚岸町にいるのかということで、12月の段階ではお答えできなかったわけですが、現在、町史の資料編ということで、厚岸町に生息する生物リストを刊行する予定になっているということで、その中で確認されている生物の中に特定外来生物がないのかどうかということをごまづくり推進課を通じて担当している方々から情報を得ました。その中で、確認されているのが動物ではアメリカミンク、それから、ウチダザリガニ、植物ではオウハンゴンソウという、この3種類が確認されていると。それから、厚岸町では確認されていないが、周辺の町で確認されているというのがアライグマ、それからセイヨウオオマルハナバチという2種類であるということまでわかりました。

それで、被害状況はどうかということで、関係する課等を通じて確認もしていただいたわけですが、まず、アメリカミンクについては農業等への被害は確認されていないということでございます。それから、ウチダザリガニ、これは淡水系のところに住む動物であります。これについても、現状の中では大量に生息している状況はないということで、被害についても、今のところは未確認であるということでもあります。

残るオウハンゴンソウという植物なんです、この植物につきましては、皆さんもご記憶にあると思うんですが、子野日公園から床潭に行くところ、子野日公園からすぐ越えたあたりなんです、左側に旧牧場があります。あのあたりに3ヘクタールほどの群生地があるようです。担当課の方にはかかっていただきましたから3ヘクタールを超えるようでございます。あの群落は最初は床潭沼の山側の方ですね、道路を挟んで山側の方の、これもそのあたりからどうやら北上してきたのではないかとということで、多分20年ぐらい前から少しずつ北上してきたようでございます。現在、その床潭のところもかなり広い範囲で群生地化しているという状況であります。

これは、12月にご質問を受けて、いろいろな方からお聞きしたりした記憶の中での判断でございまして、まだ記憶にあるのは尾幌の国道沿いにもあるということもわかりました。

そういったこともありまして、じゃオウハンゴンソウという植物がどういう植物なのかということも調べさせていただいています。これは多年草であるということで、根っ

こを、根から広がっていくということと、それから種でも広がるということでございます。

それで、その種子は夏ぐらいに花が咲いて、秋口に種をつけると。その種は、普通であれば下に落ちると。ただし、種ですから、風やなんか、それから、そのほかの要因もあってほかに飛ぶ可能性は否定できません。そういったことで、種で飛んだものは、そこで発芽するということです。それから、そこに繁殖している、自分のところに落ちた場合は、実は、その種は発芽しないということもわかりました。これはなぜかといいますと、この植物の特徴として、根からほかの植物が繁茂しないような影響する物質を出すんだということで、いわゆる自分を守るため、自分のエリアを広げるためにほかの植物を繁茂させないという働きをしているということで、ひとつそこに固まりができると、少しずつふえていくと、自分たちだけのエリアをふやしていくという特徴があるんだということがわかりました。

ということからすると、重要な守らなければならない植物などを駆逐するというおそれがあるということでございます。全国の中ではまだ17年10月に指定されたばかりでありますので、環境省の釧路市に地方事務所というところもあります。そのあたりの事務所ではまだ対応については余り考えていないというような状況であります。

ただし、全国的には箱根、それから日光などの国立公園内の重要な植物を守るためということで、ボランティアを募ったり何かして、その重要な植物の手前で食いとめるための防除の活動をしているということでありまして、国が直接まだ大々的に駆逐するという状況にはなっていないようであります。

それで、その駆逐する方法も確立されていないということでもあります。なぜかと申しますと、1株当たり、株から茎を何本も出すようであります。根を介して広がるんですが、実はそれを1年目抜いたとしても、翌年また生えてくるようです。根を完全にとったとしても、その前に種がその場に落ちていたら、今度は根がなくても、その種が発芽するというので、非常に厄介であるということもわかっております。ですから、駆逐するために毎年必ず継続してやらなければ完全な防除はできないだろうということもわかりました。

それで、この件につきましては、農業サイド、うちの農業サイドの方でも、もしや牧草地などで影響は出ていないだろうかということもお聞きしたわけですが、農家の草地におかれましてはオウハンゴンソウだけではございませんで、その他の雑草対策ということは総合的に対応しているわけございまして、その中ではまだ現状心配するほどの状況ではないというふうにもお聞きしているところであります。

それから、あやめが原、それから近くにあります子野日公園など、あの辺にも生えていないかということも担当課の方からお聞きしたところ、そこまでは及んでいないという状況でもありました。

それで、19年の対応でございますが、今のところ周辺の聞き取りや状況などからそういった群生地があるという確認をいたしました。19年度におきましては、もう少し調査したいと、まず思っております。それは町内に環境政策調整会議というものがございまして、その中で、例えば今申し上げました、もう少しその草地、それから道路の沿線沿いに群生地が移動していくという特徴がありますので、道路沿い、それから公園、そ

れから湿地など、そういった部分でどのような繁殖状況にあるか。それと、その周辺に進入していった害を及ぼすおそれがあるかないかということをもまず調査したいというふうに思います。

それから、町内に教育委員会所管でございますが、環境教育推進委員会というものがございます。その中の来年度の事業として、このオウハンゴンソウの駆除活動を事業の中に折り込みたいという意向があることが最近私のところに伝わってまいりました。

それから、町外の方、これも自然保護活動をされている方ですが、そういった方が厚岸町でも防除活動をされるのであれば協力したいという意向があることも伝わってきております。厚岸町といたしましては、そういった方々のせっきくの意向があるということがわかりましたので、受け皿として何らかのその防除活動を19年度で立ち上げたいなというふうに考えてございます。どのくらいかと具体的に申し上げますと、まだちょっと答えに窮するところありますけれども、まず初年度ということで、そういう意向であるということをご理解願いたいと思いますので、お願いいたします。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 今、補正予算ですから、これからの話を主要論点にはできませんので、ただ、そういう植物がわっと周りを真っ黄色に染めるような状況が出てきて、そこからあっちこっちに飛び火しているというような状況が出ていて、今最後に担当課長さんおっしゃったように、町外の人たちもそれを注目しているわけですね。

そういう中で、厚岸町が今防除活動に立ち上がるとすれば、これはまさに環境教育推進委員会という名前も出ていましたけれども、町民みんなで厚岸町の自然を守ろうという環境教育などというおこがましいものではなく、まさに今回出た環境基本計画の思想ですよ。町民みんなで厚岸町の自然を守って、一次産業を守ってみんなが豊かな暮らしをしていきましょうよという、いいその何というんですか、言葉は悪いが、イベントになるわけですね。そういうこともぜひ考えていただきたいと。

それから、厚岸町のイメージアップとしても、これは大変にいいことだろうと、全国的先鞭をつけるわけですから。そういう意味でもお願いしたいと、これは要望しておきます。

それで次に、私、資料要求をしておきましたゴルフ場の問題です。

公害防止協定を現在ゴルフ場とは結んでいるということをお聞きいたしました。

それで、私これうっかりして知らなかったんですが、ゴルフ場の経営主体というのは、厚岸町が、これは何年だったかな、平成元年ですか、——に公害防止協定を結んだときと、今、尾幌にあるゴルフ場は経営者が違うんですね。ですから、新たにまた結び直したということなんですね。

それで、内容については、昔という言い方はおかしいですが、最初のとくと何も変わっていないというふうに解釈してよろしいんですか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

公害防止協定につきましては、お配りしている資料の中で、契約年月日が平成18年7月5日になってございます。

それで、現在の経営者に前経営者から経営が移譲されたのが平成16年6月です。その後、厚岸町といたしましても、従前と同様の内容でこの協定を結びたいということで、新しい経営者の方に申し出をしておりました。その方は函館の方に本社がございまして、そちらの方でもゴルフ場を運営されているようですが、函館市にお聞きしたところ、そういった協定は結んでいないということでありまして、厚岸町からの申し出が初めてのことだったようでございます。

そういうことで、なかなか理解していただくまでちょっと時間はかかったわけですが、私どもでお願いした、これからずっと経営する間契約していただきたいということにつきましては、1年限りとして毎年契約するというで最初の年に契約されておりました。私どもとしては、ずっとゴルフ場がここにある間1年更新と言わず、ずっと効力を発する協定にさせていただきたいということで、今回、昨年7月5日に、その期限を限らない協定を結ぶことができたという内容でございまして。

ここまでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

●環境政策課長（小島課長） 以上でございます。

●委員長（谷口委員） 1番。

●室崎委員 最初の、初代のときの公害防止協定というのは、ゴルフ場がオープンする前に結んだんですよ。当時、その社長さんがたしか厚岸町出身の方だったりして非常に理解がありまして、こういうものが結べた。それで、それから半年ぐらいたってから、たしか銅の有機化合物を雪が降る前に雪の多いところでは根腐れ防止のためにまくんだそうですが、それが雪が降らないで雨が降ってしまったために養魚所に流れ込んで、50万尾の魚が死ぬという大事件がありました。恵庭かどっかでした。それによって北海道のゴルフ場問題でマスコミに火がついたと言われているんですが、そのとき道内で町村レベルで公害防止協定を持っているのは厚岸町だけでした。それで、1日に10組からの視察が来たと言われるような話を当時聞いたことがあります。

そういう厚岸町のいわば環境政策の1つのエポックとなるような記念すべき、記念すべきというのはちょっとおかしいんですが、そういう特質対処されるべき公害防止協定であるというふうに私は理解しておりまして、それをきちんと踏まえて、今代がわりしたゴルフ場に対してきちっと説明して、当時と同じようなレベルのこの公害防止協定をちゃんと結んで事業を進めてくださっているということに対しては、私も高く評価いたします。

その上でお聞きいたしますが、この水質調査なんですけど、これは厚岸町が直接行っている水質調査でしょうか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

実は、この協定の中に立会人という立場で記載されておりますが、釧路水産用水汚濁防止対策協議会という組織が立会人として入っていただいています。この組織は、上部機関として北海道漁業環境保全対策本部というものがござります。実は、これは北海道魚連の環境対策をする部門でございまして、ここの本部において、平成17年7月でござりますが、当厚岸町にござりますゴルフ場の排水の調査をしてござります。このときは、この評価としてはおおむね良好であるという結果になってござります。

実は、その——ということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

●環境政策課長（小島課長） そういう内容でござりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 言いたいことはたくさんあるんで、それきっかけにしてもっと言いたいんだというのはわかるけれども、聞いたことだけ答えてくれればいいです。

平成元年のときにも、この釧路水産用水汚濁防止協議会というのは立会人に入っておりますね。そのときには農協も入っているんですけども、今回は入っていないんですね。平成元年のときの公害防止協定書を見ると農協も入っているんですよ。ただ、農協が尾幌からは合併してしまって、今、太田1つになったから、ちょっと距離が遠くなったということかもしれないけれども、それはいいんです。

それで、ですから、条件は全く同じですよ、前とね。同じ形にしていると、そういうことですね。

それで、前には立ち入り検査項目がありますので、それで、町の方へ定期的に立ち入り検査をしていたような記憶もあるんです。それで、そういうこともこれからは考えてみるべきではないかというふうには思います。

それから、この調整池でもってこの水質調査をはかっているわけですね、これ見ますと。そうですね、調整池というやつですね。これはゴルフ場というのは言うまでもないんですが、ざるみみたいな構造になってますから、降った雨はすぐ抜けるようにしてありますね。そのままですというと、付近の川にどっと流れ込むというふうになってしまうので、ダムをつくって、それで水量調整をすることが義務づけられていますね。その調整池だと思います。

一番そういう意味で、ゴルフ場で使われる農薬類が明確にどの程度環境中に放出されるかというのがわかるのは、雨が降った半日ぐらい後、もしくは翌日というふうに言われていますよね。ですから、そういうことを含めて、やはり全くそういう意味で、その



ゴルフ場がやっていることがきちんとしているんだということを証明するためにも、そういう形での調査が必要ではないかと思われます。

それから、農薬の使用計画書というのが出てきました。これは要するにゴルフ場の方から、今年はこのものを使いますよという契約書ですね。この協定に基づいて出してくれているというわけですね。ここのところに、裏表ですから随分ありますね。十五、六種類でしょうか、あるんですが、これはすべて魚毒性ないしBという、いわゆる毒性の少ない種類のものに限られているというふうにきちんと押さえていますか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

この協定の中には立ち入り検査もできるということになってございます。この検査につきましても、昨年の8月でございますが、町と、それと釧路支庁の担当者、合同で立ち入り検査をさせていただいております。その中で農薬の現場にある部分等々の指導管理等もやっているところでございます。

それから、検査の場所ということで、雨の後の方が流れやすいから、そのときの方が現状を把握するにはよろしいというお話もございますので、このあたりは今後どのような時期がよろしいのかということも含めて対応してまいりたいというふうに考えます。

それから、農薬の関係でございますが、計画書では15種類ここに列記されてございます。それで、農薬がなぜ悪いのかということ、魚毒性を持っているということでございます。それで、ランク的にはA、B、それからBのS、それからC等々ありまして、Aの方がより安全であるという基準になっておりまして、協定、それから北海道のゴルフ場における要綱におきましても、A類、それからB類であれば安全であるということになってございます。これに照らし合わせますと、計画にあります農薬類は、A類が8種類、B類が7種類ということで、安全な農薬を使われているということが確認されているところであります。ご理解願いたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 担当課長の立場で、安全だというふうに言い切ってしまうと問題出ると思いますよ。要するに、環境に対する影響が少ないということでA類、B類ということの規定しておかないと、安全だと言い切ってしまうと、妙な誤解を受けると思いますので、その点は、こういう場合には非常にうるさいんですよ、言葉の使い方が。それは気をつけてください。別にそんなことにどうのこうのという意味ではないですから。わかりました、A類、B類でやっているということで。非常に今お聞きした範囲で、非常にきちんとかちらの方の意を体して、ゴルフ場がやってくさっているということがわかりましたので安心いたしました。

それで、ゴルフ場というものについては、環境に対して非常に影響を及ぼす施設であると、基本的にそういう危険を持っている施設であるということは、一々私が今ここで言うまでもないことです。それだけに厚岸町はそのゴルフ場ときちんとした公害防止協

定を結び、なおかつゴルフ場もそれに協力して、今言ったようなことをやっているという事は、やはり町民に向かってもしっかりと周知する必要があるんだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、もう1点だけお聞きします。

課長にちょっと教えていただきたいんですが、内分泌何といったけな、攪乱物質、環境ホルモンと言われているものがありますよね。これどのように定義づけられていますか。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後2時37分休憩

午後2時42分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。環境ホルモンについての定義でございますが、環境ホルモンについては、内分泌攪乱化学物質ということでございまして、簡単に申し上げますと、環境中に放出、蓄積され、生態に悪影響を及ぼすと言われる合成化学物質の総称ということになってございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 それはどこが出している定義ですか。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後2時43分休憩

午後2時43分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

1番。

●室崎委員 今、あなたがお読みになったのは、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画の一番最後の方についている環境関連用語集という中のな行、内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）というものの定義ですね。聞いたことないんですよ、こんなもの。

P R T Rというのご存じですね、生態、人体、環境に悪影響を及ぼす化学物質、それ

を日本国で指定しまして、それが、第1種が350何種類、現在。360何種類かな。それから、第2種が40何種類、これについては、どこでつくられて、どこで使われて、あるいはどこが保管して、どれだけ今残っているかというのは全部わかるようになっていきます。これP R T R法というんですが、ここにたくさん載っている化学合成物質は、この定義でいうと全部環境ホルモンになるんですよ、そうでしょう。そうですか。そんなことでもって環境ホルモンの議論がずっとされていますか。

E D C s の定義、これ欧州委員会ですね、内分泌障害性化学物質の健康と環境への影響に関するワークショップ、あるいは内分泌障害性化学物質に関するスミソニアンワークショップ、いろいろあります。それで、エンドクリン問題というふうにここでは言われている。日本ではこのエンブロイメントホルモンと、環境ホルモンというような言葉で言われていて、これは横浜国立大の井口泰泉教授がつけたんだと言われていますが、厚岸町に井口先生が来て講演をやったときに私聞いたら、おれはそんなこと言っていないと言っていました、そんなことはどうでもいいんですが。それで、一応同じものとされています。多少のぶれはあるようです。

それで、これ環境省でも出していますが、大体全体に言っているのは、全部生物の内分泌機能に影響を及ぼす化学物質であり、簡単に言うと、環境中に放出された化学物質が体の中に入って、我々が持つホルモンと同じような働きをしたり、ホルモンの働きを邪魔したりするものであると。それによって何が起こるかということ、いろいろな生物、これは私ども人間をも含めてですが、子孫を残せなくなると、そういう働きをするおそれのある物質、このところが定義によって違うんです。それまで入れるのか、はっきりしているのにするのかということなどところではいろいろあるようですが、皆そういうふうに言っているわけです。外来性物質であり、無処置の生物の内分泌系に対して、その固体、もしくはその子孫の世代のいずれかの段階で健康、障害性の変化を起こさせる物質とか、こういう言い方をしています。

NHKは、この前、ためしてガッテンという非常に人気のある番組で、環境ホルモンの特集をいたしまして、非常にわかりやすい、そして非常に高度な説明をしまして、私はNHKに対して評価を新たにしていますが、その中でも環境ホルモンとは環境中の合成化学物質のうち、生き物の体内に取り込まれるとまるでホルモンのように働いて、生殖機能などを攪乱するおそれのある物質を指しています。内分泌攪乱物質という呼び名と基本的には同義ですと。非常にわかりやすい、これはいろいろな定義をまとめてわかりやすく言ったものだということで、非常にいい定義ではないかなと思っています。何に基づいて、このような定義を環境基本計画の辞書に入れたんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後2時48分休憩

午後3時30分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） 貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。

環境基本計画における環境ホルモンについての記述でございます。その出典はということでございますが、ただいまちょっと内部的に確認をしてきたところですけども、この資料編の中に書かれている一字一句を正確に記した出典というのがはっきり確認できませんでした。それで、正確な環境ホルモンについての記述につきましては、委員おっしゃられる表現が正しいということが確認できましたので、本基本計画に記載されております資料編の環境ホルモンについての記述につきましては、正確な内容に改めさせていただきますまして、差しかえ等々に作業を今後……、配付先等に差しかえする作業を進めさせていただくということでご理解願いたいと存じます。

- 委員長（谷口委員） 1 番。

- 室崎委員 これの基本計画の話しただけじゃないんですよ。あなたに環境ホルモンって何ですかと聞いたときも、同じ答弁をしているんですよ。厚岸町の環境政策の大もとであるあなたが内分泌攪乱物質の定義すら知らなかったということになりませんか。しかも、環境ホルモンはと私聞いていません。内分泌攪乱化学物質、内分泌攪乱物質という言い方をしています。そして、俗に環境ホルモンというんですがと言っています。

それに対して、ここに記述されている。しかも、今のお話を聞けば、全くのでたらめな記載を読み上げただけでもって済ませる。こんなことをやっていたら、せっかくこれだけ一生懸命つくった環境基本計画そのものかなえの軽重を問われますよ。場合によったら、私これを答申した環境政策審議会の会長に公開質問状を出そうかと思っていたぐらいだ。しかも、最後につけられる辞書というのは、どの基本計画でも練りに練って、何かを聞かれたときにはその出典まできちんとと言えるようにして出している。よくそういう作業をしている担当者には一番と言ってはあれけれども、非常に神経を使うところですよというふうに聞いています。

それが、ちょっと私が質問した程度で、これ差しかえなければなりませんと言うんだけれども、これはこの説明を見ると、まず、厚岸町環境計画検討町民会議委員の皆さんでもって決めて、それを調整、何というか、政策調整会議にかけて、その後、環境審議会から答申したものでしょう。簡単になんか変えられないんじゃないですか。それとも辞書というのは、これは環境基本計画には入っていないと、後から事務方で勝手につけたものだと、そういうことなんですか。

こういう手続を経てきているものが、そんな簡単に差しかえできるんですか。その点、どういう手続になるのか教えてください。

- 委員長（谷口委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

環境基本計画における資料編の部分でございますが、この部分につきましては、環境審議会に諮る段階では、諮問、それから答申を受ける段階では、審議される対象とはなっておりませんでした。ということで、その答申を受けた後に、これを説明する資料として添付させていただいたという内容でございます。この内容につきましては、不正確な記述であるということは、ただただ私の知識のなさということで恥じることも多々あります。今回、委員ご指摘のとおり、その内容については不正確であったという部分も改めて認識いたしましたので、この部分については改めさせていただくということで、何とぞご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（谷口委員） 1 番。

- 室崎委員 そうすると、環境基本計画については、資料編の前までであるということになるわけですね。奥書は最後についているんですよ、環境基本計画のこれは。それは一般の見た人はそういうふうに思いませんね。これだけ一生懸命多くの町民や、また、今回審議会長は退官なさった北大の教授ですが、この方は生態学に関しては世界的な権威ですよ。そういう人たちに対して大変失礼な話ですよ。

それから、後から資料編を事務方がつけたのであるならば、やはり目を通してもらって、だって外部的に見れば、対外的に見れば、その答申をした審議会の皆さんが目を通してであろうというふうにはだれしも思うわけですから、そういうものをちゃんとしなければならぬでしょう。

だから、本当にこの50年近く学者生活を行って、今回皆さんに祝福されて退官なさった、その先生に対して、とんでもない汚点をつけたなんていうこと言われたら、厚岸町もたまったものではないんですよ。やはりこういう問題はきちんと進めていただきたいですね。そうでなければ、環境基本計画そのものの何というんですか、値を問われてしまうんですよ。しかも、それが明らかな誤植だとか、1字抜けていたとか、そんなことならいいんです、私は言いません。でも、これは少なくとも担当した人たちは、内分泌攪乱物質ということは何一つ理解もしていなければ、まともに調べてもないだろうと言われてもぐうもすうもないでしょう。そういうことではうまくないですよ。やはりきちんと、今もうこうなったんだから、その善後策としては、それは早急に差しかえるなり、何なりするし、それから、関係者にはおわびしなければならないと思っておりますけれども、やはりこういうことは二度と起こさないように、きちんと心して進めていただきたいわけでありませぬ。

- 委員長（谷口委員） 町長。

- 町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

環境関連用語集のな行における内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）についての説明が思わしくない、それぞれの学説はあるようではありますが、もっと正確な説明をすべきであるというご指摘であります。

実は、先ほど私も改めて北海道から出ております北海道環境白書06、昨年の1年間の白書であります。その中で、環境ホルモンについての用語解説があります。ここには人や野生生物の内分泌作業を攪乱し、生殖機能を阻害するなどの悪影響をもたらす可能性のある物質と述べられております。

先ほどの質疑を聞いておまして、室崎委員の質問に適した言葉になっているのではなかろうかと、そのように理解をさせていただきました。

そういうこともありますので、北海道の白書ともよく整合性をとりたいと。そして、町民にわかりやすい説明をさせていただきたい。そのように考えておりますので、どうかこの点、環境政策課長が申しましたとおり、もっともっと吟味した、わかりやすい用語で説明するようにいたしたいと思っておりますので、この点についてはご理解いただきたいと存じます。

●室崎委員 はい、結構です。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

2目水鳥観察館運営費、3目廃棄物対策費、4目ごみ処理費。

1番、室崎委員。

●室崎委員 ここでちょっとお聞きしますが、今家電の関係で処理にお金がかかるようになってから全国的に不法投棄が非常にふえていまして、こここのところ、そういう教育効果をねらってという意味もあるのかしらないけれども、テレビでも随分取り上げています。厚岸町の話ではないですよ。

それで、厚岸町内の不法投棄状況というのがどうなっているのか。これについてご説明いただきたいです。こここのところどういう動向にあるのか。

それから、もう一つは、収集の、いわゆる一般廃棄物の収集をする場合に、各家庭はごみの分別というのをきちんとやって出さなければならないということになっていますよね、10何分別というふうになっていますね。これがどうも聞いていると、その地域地域によって温度差が随分あるようだというような話もちろちら聞こえてくるんです。

また、分別の仕方にいまだに誤解がある人が多い地域もあるし、非常に徹底している地域もあるというような話も聞いていますので、この分別の状況について、別にこの地域はどうだとか、そういう話ではなくて、町全体の話で結構ですから教えていただきたい。

それから、もう1点は、俗に野焼きといいますよね、不法焼却です。これは今300万円以下の罰金でしたか。非常に強い罰則がついているんですけども、今、雪のあるうちは余り出てこないんですが、これからはまた出てくるんだろうと思うんですが、ちらちら話を聞きます。

特に悪質なのは、役場が動いていない時間をねらう。夜だとか、早朝だとか、そういうときに見えるんだなんていう話も聞いて、私も寝坊助なものですから、言われたところへ行ってみても全然煙も出ていなかったというようなことがあったんですが、これについてもどのような状況になっているのか。その調査の何というんですか、やり方、それから、そこでつかんだ状況等のご説明をいただきたいわけでありませう。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、町内における不法投棄の状況でございます。

委員おっしゃられる家電等大規模な不法投棄として、18年度で見つかったのは末広地域の海岸線沿いでありませうけれども、その道の有林内の海岸線沿いの斜面のところでございますが、普通の状況では見つかりにくい場所でありませう。いわゆる道道からちょっと中に入ったところはかなり大量の投棄が見つかりませう。これが昨年度一番大きな不法投棄でございます。この量は全体ではテレビ15台、冷蔵庫2台、洗濯機2台、タイヤ40本などなど、大体2トンを超える不法投棄がありませう。これにつきましては、直ちに森づくりセンターがありませうので、そこと連携をとりませうして、この部分については適正な処分したところがございます。

そのほかに18年度で見つかりませうしたのは、約5件という状況でございます。その中で、大きなごみが捨てられていたのは、そのうちあと2件と、あと家庭系につきましては2件などということで、この部分についてはそれほど、最初に申し上げたほどの大量のものではないということございませうして、いわゆる全国的、それから釧路管内でも昨年、自然の番人宣言ということをさせていただきませうしましたが、その背景にあるのは、釧路湿原等々、かなり厚岸町における2トンというレベルじゃなくて、何十トンというレベルであちこちにあるという状況がかなり頻繁に起こるようになってきたということでありませう。それから比べると、厚岸町においてはまだそのような悪質な状況が、あちこちに頻繁にあるという状況ではないのかなというふうに考えてございませう。

それから、収集のごみの分別につきませうして、委員おっしゃられるように、地域によってはまちまちであるというのは私どもも押さえてございませう。具体的な地域を言いますといろいろあるでしょうから差し控えさせていただきますが、委員おっしゃられるように、そういった状況にありませう。これにつきましては、収集する方もかなり困っておられるという状況もあるようございませう。いろいろな仕事の都合上、そこまで手が回らないということもあるようございませうが、ただし、だからといってそのままということにはならないと思ひませうので、分別の徹底をさらに呼びかけていく必要があるというふうに考えてございませう。

それから、野焼きの状況でございますが、昨年度も私どもの方に数件の電話等々も参

っております。その場合は、直ちに現場に駆けつけたりなんかしておりますが、そういった状況が、連絡が入って私どもが行っているのは、日中という状況であることは否めません。朝一番にちょっと煙たかったよと、朝煙たかったという部分も1件ありましたが、それについても駆けつけたときにはそういう状況にはないという状況もあります。直ちにそういう夜だとか、それから早朝に野焼きをするということは、多分野焼きをしてはいけないということがわかっているからこそ、そういう時間帯に行っているのかなというふうにも思えます。そういったことも含めて、委員おっしゃられるように、罰則の強化ということもされてございますので、この部分についても、もう少し強く啓蒙をしていく必要があるなというふうに思っているところでございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 まず、不法投棄、それから不法焼却、これに関しては、何というのか、大したことではないのに大騒ぎしてというような認識が結構あるんじゃないかと思うんですよ、この行為者の方には。ですから、このことについては、やはりその行為者、犯人です、ね、わかりやすく言うと。その特定をなるべく行って、きちんと対処する必要があるのではないかと。場合によっては、告発も辞しませんよというような対応も悪質な者に対しては必要であろうと思います。今のお話を聞いている2トンものごみを捨てている者が、いやいや、それが悪いことだとは知らなかったなんていうことはあり得ないわけですから、こういうものについては、やはりきちんとした犯人割り出しということを警察ともよく連携をとってやっていただきたいなと思います。もちろん、大変なご苦労なさって、その不法投棄されたごみを処理なさっているのはよく存じていますので、それについては頭の下がる思いです。

それで、早く片づけてしまわないとごみのごみを呼びますから、だから、それはよくなさっているなと思いますので、今後お願いしたいのと同時に、厳しい対応というものもきちっと示していただきたい。もちろん、何でもかんでも警察に通報しなさいという意味ではございませんけれども。

それから、不法焼却についても今は非常に厳しくなっています、いわゆる法律の考え方も。ですから、これは直接110番してもいいわけですよ。だから、そういうこともあり得るんですよということも、やはりある意味で知らせなければなりませんよね。たしか300万円以下の罰金だったと思うんですが、これも間違っていたら言ってください。何か皆さんがびっくりするような額の罰金に改正されたと聞いていますので、私の方はちょっと数字が弱いので、その点は注釈をつけていただければ幸いです。

それから、分別に関しましては、今日、実は朝ちょっとテレビを見ていたら、調布市が、調布市が始めて、今調布市だけに残っているごみボックスという鉄製の大きな入れ物ですが、これがにっちもさっちもいなくなって廃止を検討していると。隣町から来てぼんぼん捨てていくというんですね。それを各街角に置いてカラスもつつかないし、それから簡単に24時間そのところにごみを入れて捨てておくことができるから非常に便利なものだというんで全国の市町村で行ったんだけど、結局副作用の方が



強くてだめになってしまったという話がありましたが、それは当然だろうと思うんです。自分のところで出すごみというのが自分のところからぽんとどこかへ出して、そのところからあと自分の目から見えなくなってしまう状況が簡単に起きれば、誰でも何のてらいもなくぽんぽんごみを出します。

ですけれども、廃棄物を排出するのに手間がかかる、あるいはある者は自分で処理しなければならないというふうになればなるほど、自分できちんと日常生活の中から廃棄物を少なくしていくというふうにはなりません。

ですから、この分別をきちんとやらないごみもどんどん持っていってこれれば、分別をきちんとやっている人はばかばかしくなってくるんです。そして、低きに流れていくという傾向が出てしまいます。

ですから、分別がちゃんとされていない。例えば生ごみの収集の、あるいは可燃物の収集の日なのに不燃物が一緒に突っ込んであったら持っていきませんよというようなこともきちんとやはり行われるべきであろうと。だから、収集が親切にされるということが、ある意味であだになる場合もあり得るんですよね。厚岸町でそうやっているという意味ではありませんよ、論理可能性としてです。

ですから、やはりみんなが守るべきルールをきちんと決めてやっているんですから、守らなければそれなりの恩恵は受けられませんよということも徹底していただきたいということです。

それで、これらについての調査というのは、不法投棄や不法焼却については、連絡があったときということで、それ以上の調査というのはいないんですね。

それから、分別については、収集している業者の方を通じての調査ということになるんでしょうか。それともまた別の独自の調査というのも抜き打ち的に何か行われているんでしょうか。その点お願いします。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、不法投棄に対する対処でございますが、先ほど私、自然の番人宣言のことで持ち出しましたが、管内的にも不法投棄に対する連携を警察、それから海上保安庁とも連携をとって対処していくということになってございます。

それで、厚岸町におきましても、先ほど申し上げました道有林内での不法投棄につきましては、かなりごみの中に証拠になるものがないかということで見ました。大型のものについては、家電等々ですが、そういったものについては残念ながら証拠となるものは見つからなかったわけですが、小さなものについて、名前のついているものがございました。そのものについては、本人にこれは道有林の方で、私どもの方は警察に伝えてもいいんですということは道有林の方にお伝えしたところなんです、本人に言って、本人はその分だけは片づけたということでございます。

過去にも厚岸町においては、悪質なものについては警察に連絡して対応していただいています。かなりその場合には警察についてはかなりの態度で臨まれてございます。今後につきましても、そういった状況がある場合については、きちんとした連携をとった中で進めていきたいというふうに考えます。

それから、野焼きにつきましての罰則でございますが、委員おっしゃられるとおり、300万円以下の罰金というふうに改められております。もう一つあるのは、3年以下の懲役、または300万円以下の罰金ということでございまして、かなり重い刑になっているというふうに私としても認識しているところでございます。ということで、こういったことも含めて、もう少し強く、広くお知らせしていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

それから、ごみの分別の徹底ということでございます。確かにきちんとやられている方がかなりいるということは、昨年度ごみの実態調査をさせていただきました。回答率は2割ぐらいあったわけですが、その中ではごみの分別をしているという方は96%を超える内容でございました。分別も種類ごとにどのようにやっているのかということをお聞きしておりますが、9割以上はかなり自分としてはやっているということでございました。

ただ、これは回答する、排出する側のご意見でありますので、じゃ実際に現場ではどうなのかということは、うちの収集担当から従来は聞いていたんですけども、このたびはこのアンケートと同時に、私のところの課の職員が現場に行って、その内容についても、大体裏づけられる内容としてきちんとないごみがあると。特に、プラスチック系は去年の5月から行っておりますが、その部分の分別は残念ながらまだ徹底していないということでございます。対応的にもまだ去年の5月からは試行的と申しますか、そういった扱いでやらせていただいておりますので、この部分は19年度においてはかなり徹底してやろうということで、徹底してやっているところの情報も集めてございます。

方法としては、分別が徹底していないところには、先ほど委員おっしゃられましたように、持ち帰らないと。ただし、ただ持って帰らないだけでは相手に伝わりませんから、なぜ持って帰らないのかというのをシールを張ってお伝えするということ。この部分についても検討しているところでございます。

そういった状況の中で、排出される方の調査、それから、我々の方でも現場の調査をして、その実態のより正確な把握に努めているところでございます。今後についても、分別の徹底を促していきたいというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●室崎委員 結構です。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

5目し尿処理費。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、2目農業振興費、3目畜産業費、4目農道費、5目農地費、6目牧野管理費、7目農業施設費、8目農業水道費、9目堆肥センター費。

2項林業費、2目林業振興費。

4番、小澤委員。

●小澤委員　ここで森林管理の片無去第2線開設事業572万円減額補正でありますけれども、この内容について具体的にご説明をいただきたいと思えます。

●委員長（谷口委員）　環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長）　お答え申し上げます。

この森林管理道片無去第2線でございますが、本年度の事業は全体計画の策定及び実施設計という内容でございます。これにつきましては指名競争入札を行っております。2件に分けての競争であったわけ——2件指名競争入札に付させていただきましたが、これは競争入札の結果として下がったということでございます。当初予算は2,680万円でしたが、入札の結果2,107万1,000円、補正額のとおり572万9,000円下がったということでございます。入札の結果でございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（谷口委員）　4番、小澤委員。

●小澤委員　入札の結果、このようになりましたと、それでやっているわけですね。この事業は場所はどこなんでしょうか。

それと、新年度の予算にも、この項目で4,312万5,000円計上されておりますけれども、この事業の今後の進め方についてもちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

●委員長（谷口委員）　環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長）　場所でございますが、片無去という表現になってはおりますけれども、厚岸町のエリアの最北の地になりますけれども、いわゆる農協さんで堆肥センターをつくられました。その施設よりもまだ西側に走って、何と申し上げたらいいんでしょうね、北片無去5号線という道路を走って、その先に町有林、それから太田農協でも所有されている山がございます。そのあたり一帯を管理するための林道という位置づけでございますが、総延長4キロ、幅員は4メートル、実質的な車道幅員は3メートルになりますけれども、そういった規格でもって予定してございます。

今後の予定でございますが、来年度は委員おっしゃられるように4,312万5,000円ということでございまして、完成は平成21年度、実質的な工事期間は3年間を予定しているところでございます。

以上でございます。

●委員長（谷口委員） 4番、小澤委員。

●小澤委員 そうすると、今年度やりました農協のあそこへつくった施設、道路できましたよね。その延長と考えていいんですか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 堆肥センターに入る取りつけ道路がありますね。取りつけ道路のところをさらに、まだ方角的には西側の方になります。西側の方に走ってからこの管理棟の入り口がある場所があります。申し上げにくいのは、その現道が過去に町有林の整備したときに、作業道としてつくった場所です。一般の方は走らない道路なものですから、なかなかご説明しにくいんですが、その場所になります。申しわけございません。何か図面がない中で述べて申しわけございませんが、いわゆる堆肥センターに入る取りつけ道路、東側から走って行って取りつけ道路に右折しないで、まだ真っ直ぐ直進するといった方がよろしいかと思えます。直進した先にずっと入っていく道路がございますので、その先に、この管理棟の入り口があるということでございます。ご理解願いたいと思えます。

●小澤委員 はい、わかりました。

●委員長（谷口委員） いいですか。

●小澤委員 はい。

●委員長（谷口委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

3目造林事業費、4目林業施設費、5目特用林産振興費。

3項水産業費、1目水産業総務費、2目水産振興費。

1番、室崎委員。

●室崎委員 今回の補正で、ヒトデ駆除事業アサリはさみ漁場回復事業、それから、肉食性巻き貝駆除事業、いずれも補助金はその何か削られるのか、半分ぐらいの減額補正になっているんですね。ものによってはほとんど全部と言ってもいいぐらいの減額補正なんです。これはどういう事情なんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、お尋ねのヒトデ駆除事業でありますけれども、総体的には変わりはありませんでしたが、実はその補助対象となりますヒトデの駆除量が減ったということと、それから用船料、船を借りるわけでありますけれども、用船料の減、それから人件費も減ということになりまして、そのための補助対象経費というものが下がりまして、当初234万円の補助金を予定してございましたけれども、100万円を減額して134万円の補助金ということになったというわけでございます。

それから、アサりはさみ漁場回復事業でありますけれども、この事業につきましては、稚貝を購入して漁場に移植をする事業でありますけれども、これについても稚貝そのものの購入量が40%ほど減りました。それと単価も、アサリの単価も20%安く購入をされた。それと用船料、日当、その分が減額になりまして、390万円の事業費の予定が168万9,000円ほどになりまして、したがって、補助金の方も78万円のところ44万3,000円減額になりまして、33万7,000円減額になったという内容であります。

今度、93ページの方の肉食性巻き貝の関係でありますけれども、この事業、予算が215万円ほど漁業協同組合の方で見えておりました。駆除量が前年が10トン近く、9.3トンあったものが、今年、平成18年の実績で2.3トンに減ったということでもあります。そういったことで、駆除したサンカクツブそのものが減ということになりまして、運送料をこの分、運送料を補助することになっていたわけでありますけれども、その運送料が極端に減ったということございまして、したがって、補助金もこのような形で下がったということで、14万円の予定が12万7,000円減額になりまして1万3,000円ということで、事業実績によります減というふうな考え方で今回の減額補正に相なったというわけでございます。

以上です。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 事業実績による減というと、普通はちゃんとできなかったというようなことでよく使われる言葉なんですけど、この場合には、いずれもこういうヒトデだとか、エゾチヂミボラだとか、そういうものをどんどん駆除しているわけですね。それで、いなくなってきた、そんなに上がらないから、それで経費も落ちたので、町が、これは漁業協同組合事業に対する補助金ですね、それが積算で、いろいろな積算をしてこれだけ出しますよという部分でやることができた、めでたし、めでたしということですか。

それで、ヒトデの現在の分布がどのようになってきているのか、あるいは俗にサンカクツブと言われる、これチシマタマガイも少しはあるんじゃないかと思うんですが、サンカクツブと言われているのはエゾチヂミボラですよ、肉食性の巻き貝は、厚岸湖の場合、2つ、2種類いたような気もするんですが、片一方はほとんど見られないのかどうか知りませんが、それらがどんどん減ってきて、こういう結果になっているというような分布状況について調査していれば、そのことも、そんな細かい数字なんか要りませんからお知らせください。

それと、アサりはさみ漁場の回復事業で稚貝を入れているわけですね。これも40%減らしたというふうに今聞いたら、去年の60%で済んだということであれば、それだけア

サリがふえて稚貝をまく必要がなくなってきたということになれば、いずれもこれらの事業が非常に大きな効果を上げてきたというふうに聞けるんですが、そういうことでよろしいんですか。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、お尋ねのヒトデの分布状況であります。平成17年の実績が48トンで、平成18年の実績が36トンということで、処理そのものは減っております。分布状況についてはどうかということではありますが、水産技術普及指導所がそれぞれ調査をしてございますけれども、平成14年以降、ヒトデの密度がそれぞれ低くなっている状況でございます。ヒトデについては以上であります。

それから、アサリ漁場の回復事業でありますけれども、これらについても、平成6年に壊滅的な状況で、それ以降アサリ漁場の回復のために、この事業をずっと継続して行っておりますが、この事業についても、ある一定の成果が上がってきているという状況でございます。ヒトデの減と比例するかのようにアサリの資源も回復をしてきているという状況でございます。

それから、肉食性巻き貝の関係であります。これについては、処理量が減ってきているという状況にあります。でも決してサンカクツブは減っている状況にはないというふうに私は思っています。分布状況、今手元に資料はございませんけれども、この事業については、過去に非常に大量にアサリの、主にアサリ島周辺の鳥居の周辺に多く生息をしている状況でございます。この処理量の減ということを考えるに、どうも以前よりも関心が薄いというか、被害状況は、私は減ってはいないとは思いますが、関心が少し薄れてきたのかなというふうに思います。

これらについては、今後漁業協同組合指導部中心に、もう一度肉食性巻き貝について駆除の徹底といいますか、一度船に揚げたものを再び海に戻さないということを徹底するように、私ども含めて指導部の方に働きかけていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、ここの数字から見て、すべてがめでたし、めでたしというわけでは決してないということなんですね。

それで、ヒトデについても、ちょっと手を緩めると非常に繁殖力が強いものですから、ヒトデの種類によるんでしょうけれども、何百万個とか、億だとかいうような天文学的数字の卵を産むんだというような話を前に、ヒトデが問題になったときに、いろいろ調べたときに書いているものも見たことがあります。そうすると、1%繁殖がふえたって、これ海はヒトデで埋まりますよね。だから、やはり手を緩めることはできないと思うんです。

それで、それを防ぐのはやっぱり小魚がせっせせっせと卵を食べるからだと思うんで

すけれども、そのいわゆる、そういう意味での天敵がやはり環境変化によって昔のようにはいなくなってきたからではないかという程度の推測はされているようですが、本当のところよくわからないということだと思います。ですから、物理的にとにかくとるより方法がなかろうかということですね。

それから、そのエゾチヂミボラに関しても、かつて私、湖内ずっと見たことがありますけれども、この湖内の奥の方にずっと入っている、浮き玉が並んでいるカキのつるしですね。そこの縄なんかにもびっしりついていました。それから沿岸では、そこの協会の裏の浜でまで幾らでも見ることもできたというような状況がありました。湖内全域にわたってと言っても、それほど大げさではないだろうという感じでした。ですから、これのカキ等に関する捕食圧というのは、やはり強いと思うんですよ。

それで、やはり今。課長いみじくもおっしゃいましたが、関心が少し薄れてきているのではないかという点で危惧しているということ。そういうふうきちんと現状を分析なさっているのはよくわかりましたので、やはりいわゆる産業団体である協同組合とやはりきちんと話をし、そして、こういうものを少しでもいい方向に持っていったきたいんです。

今、いわゆる灯油の値上がりというのがいろいろな職種で経費が上がって圧をかけています。その上に持ってきて、カキについてはノロウイルスの風評被害などというものが出来、非常に生産者の方たちは苦しい状況になっています。そういうものに直接値上がりをした分、あるいは値段が下がった分、町が補償しますよなどということは、これできない相談なんだけれども、やっぱり町として、まず今やっていること、できることから支えていくということが、これは行政として一番大事なことだと思います。そういう意味で、こういう問題についても、生産性を上げるという意味で徹底して取り組んでいただきたいと、このように思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ヒトデの駆除、あるいはサンカクツブの駆除、これらは手を緩めることなく継続性が一番というふうに思っています。平成16年、17年、18年と、過去3年間サンカクツブを一斉駆除しているというふうになってございます。これはもう一度意識を高めるためにも、漁業協同組合のこの町単独補助でありますこれらの事業について継続を続けなければいけないと思いますし、今後、この駆除方法のあり方についても、効果的な方法も含めまして漁業協同組合と検討を加えてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい、いいです。

●委員長（谷口委員） 他にございますか。

(な し)

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

3目漁港管理費、4目漁港建設費、5目養殖事業費、6目水産施設費。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、2目商工振興費、3目食文化振興費、4目観光振興費。

1番、室崎委員。

●室崎委員 国定公園の問題についてお聞きします。

国定公園の問題については、何回も議会でも話をされていますし、その都度町長もおっしゃっていますので、町の基本的な考えというのはわかっているつもりでおります。町としては国定公園を当初に示した区域のまま進めていきたいんですけども、漁業協同組合、あるいは漁業者の中には、それに対していろいろな疑念や不安があって、それを払拭しない中で力押しでもってやるというようなことはしないというところで、町の立場から言うと誤解をと言っても決して間違いではないと思うんですが、漁業者の立場から言うと、何を言っているということになるかと思いますが、そういう理解を求めるといことで今進めていると思うんですが、そういうような基本姿勢であるということによろしいんですか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 それで、時期も時期でありましていろいろ聞かれるわけですが。その国定公園になれば、あるいは、なぜ国定公園にするのか、国定公園になれば何がいいことあるのかと、こういう聞き方をされるんです。それで、いわゆるメリット、デメリットという言葉になるかと思いますが、国定公園になぜ町はしたいと考えているのか。道立公園を国定公園に昇格ですね。要するに国定公園になったらこういういいことがありますよという部分、それから、光があれば影があるということなんです。国定公園になったことによって、こんないわば懸念もありますよということを、やはり町民全体に対してわかりやすく説明することが大事だろうと思うんです。

それで、何遍も言っているじゃないかというふうにおっしゃらないで、わかりやすく簡潔にご説明をいただきたいんです。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 国定公園化についてでございます。大きなメリットと言いますと、今現在、道立自然公園というのは、道の条例に基づいて公園として管理



しているという形になります。国定公園になることによって、国によって補助をいただいて、北海道が今度管理するという形で、北海道がもちろん管理するんですけども、今は道の条例に基づいてやっているものが、今度環境省の方の形で指定を受けることによって、国からの助成をいただいて管理したり、整備したりすることも可能になるという形の大きなメリットがございます。

それから、今言われましたデメリットと申しますか、そういう形では、基本的にはもともとの公の方が自然公園法にならってきていますので、極端な形での今の管理の手法からいって変わる要素はないと言いつつも、そして、国定公園化することによって、当然知名度アップ、交流人口がふえる、さらに、そこから産業が起きてくるというような形の中で、メリッ的にはそういう形で考えてございます。

デメリット的に言うと、ある面でいきますと、それほど私どもの方はないという形では考えて、漁業者も含めて、組合を通じてそういう話をしてはいますけれども、やはりいろいろな制約を受ける形になるんでないかということが漁業者の危惧するところでございまして、公園法によって制約を受けるだけでなく、そうでなくても違う方の中での制約とか、いろいろなものが生まれてくるんじゃないのかという心配がある。

ただ、直接的にはこれがこうだからこうだよという形で、公園でのデメリットというのは基本的にはないという形でご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 今話を聞いていて、国の管理になって、そのいろいろな経費の関係でどうのこうの、これは事務方の話ですよ。町民にとっては、それよりも何よりも、もうちょっと直截な話をしてほしいということになるかと思えます。

それで、その次に上げられました交流人口云々というのが、町民にとってはああなるほどなということになるんだろうと思えます。交流人口云々という言い方は、もうちょっとわかりやすく言うと観光振興ですね、それでよろしいんですね。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） そのとおりでございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 それから、危惧という点、危惧するものがあるという点、これはいろいろな意味で規制が顕在化するのではないかということで、漁業者の皆さんは不安を持たれるということだと思えます。

それで、これは私の個人的見解を今申し上げることは、質疑の中では控えなければならないんですけども、ちょっと議論を進める上で申し上げますが、私が漁業者であるならば、そういう立場を聞いて納得せいと言ってもなかなかできないと思えますよ。なぜなら、メリットと称する点は、自分のことじゃないんですよ。観光業者の利益なんで

すよ。それはひいては町にいろいろな産業が起きて、ひいてはあなたのところにと、これは風が吹けばおけ屋がもうかるという話ですよ。

だから、そして、危惧するのは自分のことなんですよ。これで何遍話をしている、これはびしっと両方の話がかみ合うことはないんじゃないかと私は思うんです。

ですから、国定公園にすることによって、漁業者に対してどういう利益があるのかということを町としてはきちんと調査して明確に出すべきだと。そして、それが漁業者にとって何とていうか、評価できるものかどうかという点をきちんと漁業者の皆さんと話をしていかなければ、いつまでたっても何か同じところでぐるぐる回っているようなことになって、そして、そういうことで何とていうんですか、妙な食い違いが起きて時間がたてばたつほど人間というのは感情の動物ですから疑心暗鬼が起きてくる。素直に聞ける話も聞けなくなってくるというようなことが起きてきたならば、これは大変なんですよ。

ですから、やはりメリット、デメリットという言い方をするときには、あっちとこっちではなくて、やはり漁業者の方が危惧を持っているという点がもしデメリットであるならば、同じ分野でメリットがないのかということについて、やはり町はきちんと調査をして、そして、そういうものを出していくということが国定公園の問題を前に進めていく基本的な部分ではないのかなというふうに思いますので、この点について見解をお尋ねします。

それと、この問題が前に進まなければ町としても、例えば水鳥観察館に関する基本計画などというものの見直しがあそこでとまってしまっているわけですね。そういうふうに行行政推進についても、やはり町も痛いわけですよ。やはりうまくないところがあるんですよ。だから、一日も早いきちんとした解決が望まれるわけですから、そういう意味で今の私の話についての見解をお求めいたします。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきたいと思います。

この国定公園昇格につきましては、厚岸町民長年の願いなんです。のみならず、浜中町、釧路町民の願いであります。

ご承知のとおり、昭和59年以来、国定公園化期成会をつくりながら運動を展開した長年の願いなんです。しかしながら、実現化しつつある今日の中で、漁民の方から規制が強化される等々の不安な気持ち、私が町長になって、その気持ち、やはり何とていっても厚岸町は、基幹産業は漁業です。漁業の振興発展なくして厚岸町の経済、そしてまた、町自体の発展もないんです。そういう意味において、昨年漁業協同組合と厚岸町で調整会議というものを設置いたしまして、るる協議を重ねているところでございます。

そこで、漁民側立場に立った場合、どういうメリットがあるのかと、これは当然我々も説明をいたしておるところであります。

その1つは、国定公園化するということは現況ではできません。道立公園であります。やはり範囲という、また、なぜ国定公園にするのかというのが明確でなければなりません。

その第1点は、別寒辺牛湿原を公園区域にするということであり、漁業は自然産業な

んです。湿原の役割、厚岸湖、厚岸湾、このように良好な漁場であるということは、湿原の今後の役割も極めて大きい、そういう意味にして、国定公園化することによっての別寒辺牛の指定、今後の厚岸町の基幹産業である漁業を守り振興させる意義は極めて大きい、そのように考えております。

それと、もう一つは、やはり国定公園化することによって、厚岸湖、厚岸湾でとれる魚介類を含め、産物がイメージアップされます。すなわち国定公園でとれた厚岸町の産物ですよということで、厚岸町の産物がイメージアップされると、そのように理解をいたしておるわけであります。

その他、やはり消費の拡大等々においても大きな効果が出てくるであろう、そういう考えを持って私どもは今調整会議でいろいろとお話をさせていただいておるわけであります。

そういう意味において、私は国定公園については町民挙げて国定公園になってよかったと、そういう体制をつくりたいということで、今それぞれの課長、そしてまた、私、組合長を含めていろいろと協議を重ねておるところでありますので、どうかこの点については、私はやはり国定公園化というものに対しては、やはり町民の理解を得たい、最善の努力をいたしているところでございます。

●室崎委員 はい、結構です。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい。

●委員長（谷口委員） それでは、進めてまいります。

5目観光施設費。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、2目土木車両管理費、3目土木用地費、4目地籍調査費。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、2目道路新設改良費。

3項河川費、1目河川総務費。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、3目下水道費。

5項公園費、1目公園管理費、2目公園事業費、いいですか、

(な し)

●委員長（谷口委員） 6項住宅費、1目建築総務費、2目住宅管理費。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、2目災害対策費。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、3目教育振興費、4目教員住宅費、6目スクールバス管理費。

2項小学校費、1目学校運営費、2目学校管理費、3目教育振興費。

3項中学校費、1目学校運営費、2目学校管理費、3目教育振興費。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園費。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、2 目生涯学習推進費、3 目公民館運営費、4 目文化財保護費。

1 番、室崎委員。

●室崎委員　ここで国指定重要文化財整備事業として230万6,000円の減額になっているんですけども、この内容について教えてください。

●委員長（谷口委員）　生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（藤田課長）　これは正行寺の本堂が国指定の重要文化財ということで平成4年に指定されたんですけども、既に築後93年たっていて、過去に地震等がありまして非常に傷みが激しくなって、そういう状況の中で正行寺が国の方に、この改修方、早くから希望していたようでございますけれども、今年度、18年度その事業から事業採択になりまして、国が75%補助ですね、残りの25%は道と町が3分の1ずつ——正行寺さんと3分の1ずつ負担するという事業でございました。

そういうことで、事業に当たりまして正行寺さんの方で入札等をずっとやってきたんですけども、事業費に対して落札する業者がなかなかおらなかったという内容から工期もおくれてきまして、結局予定しただけの、18年度においては予定しただけの工事ができなかったという内容でございますので、その分の減額となった金額、当然全体の事業費が少なくなったわけですから、それに対して町の補助も減額させていただいたという内容でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（谷口委員）　1 番、室崎委員。

●室崎委員　今のお話、もうちょっと端的に言ってください。何年から指定させて、そのときに申請していた、そんな話いいですから、わかっていますから。

それで、こういう事業ができたんでやろうとして入札かけたけれども業者が来なかったと、それで当初予定しただけの事業ができなかった、だから何分の1かになってしまったと、それで予算が減縮したんだということなんですね、簡単に言うと。

そうすると、当初予定していたものが、この余りできないじまいで終わるんですか。

●委員長（谷口委員）　海事記念館館長。

●海事記念館館長（北川館長）　18年度で実は先ほど課長の方から申し上げましたけれども、230万6,000円というものが18年度で減額された、19年度に持ち越されたということです。それで、230万6,000円については、総体事業費は変わりませんので、19年度に持ち越されましたので、その金額は19年度に補助金として計上させていただいています。

●委員長（谷口委員）　1 番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、要するに時期がおくれて、年度がまたがってしまったと、だから計数的に合わせなければならないというだけのことだということですね。わかりました。

それ要するに、多少おくれたんだけれども、入札があつてこうなるよとわかったのはいつごろですか。

●委員長（谷口委員） 海事記念館館長。

●海事記念館館長（北川館長） 実は、予定が狂いまして、最終的に架設と解体しかできなかったと、工事が。それは落札された日が10月26日でございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、落札日、10月26日にこうなることははっきりしたわけですね。12月の議会では補正がなぜできなかったんですか。

●委員長（谷口委員） 海事記念館館長。

●海事記念館館長（北川館長） できなかった理由というのは、実は26日に落札後1週間ぐらいたちまして、道の方から、道も補助金出ていますので、こんなに余っては困るということで、なるだけ使いなさいと、消化してほしいということが道から連絡がありまして、そのことを発注者である正行寺さんにお話ししたところ、正行寺さんとは道の設計管理者と協議しまして、できるかどうかちょっとあれだったんですけれども、19年度の工事に使う材料費を少し設計変更しまして、一応そういうことで検討したんですけれども、結局11月の中旬だと思えるんですけれども、実は道から連絡が入りまして、再度入りまして、19年度の補助計画もあるので速急に18年度は決定してほしいということで、そのころそういう連絡がありましたので、最終的にそういう検討はしていたんですけれども、材料費の購入も検討はしたものの結局できなくなりまして、その時点で一応おくれたんですけれども判断したわけです。11月の中旬過ぎですね、判断したのは。そういうことなんですけれども。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 道の方からいろいろと妙な話が来て振り回されたということですね。11月の中旬だと、もう12月議会での補正は間に合わない、そういうことなんですか。

●委員長（谷口委員） 海事記念館館長。

●海事記念館館長（北川館長） 12月の補正は11月10日にたしか閉めております。無理し

たらできたかもわからなかったんですけれども、うちの230万6,000円落とすことによって、またいろいろ補正の財政計画もちょっと、計画というか、いろいろ変わらないと思いますし、変わると思いますので、大変、そういうことでちょっとあれですけれども、一応12月にはちょっと間に合わないかなというふうに思いまして、一応3月の補正にしたわけです。すみません、ちょっと。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 この件だけ取り上げていた、とてもこの件がよろしくないという意味ではないですよ。だから、あなたは大変不孝な立場に今あるわけです、そこで取り上げてしまったから。

それで、これは全体の話としてちょっと申し上げるんで、特に財政課長の方に聞いておいてほしいんですが、どうもこの不用額や、それから収入の増加、さっき産業課の方での売払い代金の問題のときにもありましたけれども、のんびりやって3月議会で補正すればいいやというようなふうに見られるものが時々見えるんです。全部がなんてもちろん言いませんよ。だけれども、少しでも早く補正をすることによって、例えば不用額なんかは早く落とせば、あるいは歳入が伸びたというのがはっきりしたのであれば、のせば、その分だけ、その年度内でこれはやりたいけれども、お金がないからできないよというようなものについて、多少なりとも予算づけができるわけですよ。それによって財政の効率的運用ということが可能になるのではないかというふうに思うわけです。

それで、不用額でよく出てくるのは、当初1,000万円と見込んだら、実は800万円で済んだと、あるいは700万円で済んだと、そのときに、当初の見込みが甘くて300万円も差がついたという場合もあるんだけれども、大体厚岸町の場合には、当初の見込みにはきちんとした積算根拠があってやっていたけれども、いろいろな事情でもって、これだけ不用額をつくることができたというふうに、むしろ褒められるべきと、同じ事業をやるのに安い値段でできたという場合の方がえてして多いと思うんです。そのときにはその不用額をなるべく早く補正することで生かすことができるわけですね。

ですから、そういう意味で、今回の場合がそうだとはいえませんが、これは道の方からのいろいろな横からのものがあって大変だったろうと思いますから、それについてどうのこうの言いませんけれども、できるものであるならば、1回でも早い定例会でのいわば補正というものをしていただきたいなど、そのように思うわけですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 予算調整担当の方からご答弁申し上げたいと思います。

委員ご指摘のとおり、3月においての不用額、あるいは歳入の増が目立つということで、これは何年か前からのご指摘も私記憶にございます。そういう意味から、現在はご承知のとおり、電算機での処理でございます。先ほど館長の方から11日締め切りということで締め切ってはございますが、11日締め切り、議案配付が1週間前、12日開催で

ございますので、12月の初旬には配付しなければならないと。それまでの間に財源を調整し、所要の予算書を調整し、印刷をし、配付をするとすると、やはり11日ぐらいがタイムリミット、限界、幾らコンピューターであっても限界であるというふうに私ども考えてございます。

しかしながら、できるものは、要するにしなければならないもの、これにつきましては、できるだけ時間をつくってやっております。これはたとえ夜、夜中になろうが、絶対に見落とししておったもので、これは出さなければならないというものにあってはやっております。ただし、それにもまた限界がございます。限界はありますが、今後におきまして、今、委員ご指摘のとおり、できる限り近い定例会、直近の定例会、はっきりわかっているものはそういう定例会にこういう予算の調整をするように各課と連携を十分とりながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●室崎委員 はい、結構です。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

●室崎委員 はい。

●委員長（谷口委員） それでは、ここで区切りをつけて、あすに延会したいと思います  
が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） それでは、あすに延会をいたします。

午後4時50分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年3月12日

平成18年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長